

令和2年度 包括外部監査結果報告書

入札・契約事務について

令和3年2月
盛岡市包括外部監査人
公認会計士 加藤 聡

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として盛岡市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、盛岡市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3. 結果及び意見

本報告書では、監査の結論を【結果】と【意見】に分けて記載している。【結果】は、今後、市において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【結果】として記載している。

また、【意見】は【結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。

4. 消費税の表記

本報告書に記載されている取引金額は、原則として消費税を含んだ金額である。消費税を含まない金額で表記する場合には、別途その旨の記載を行っている。

5. 凡例

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

地方自治法	⇒	自治法
地方自治法施行令	⇒	自治令
盛岡市財務規則	⇒	財務規則
公共工事の品質確保の促進に関する法律	⇒	品確法
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	⇒	入契法

目 次

第1章 監査の概要	1
1. 監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由	1
4. 監査の対象期間.....	1
5. 監査の実施期間.....	1
6. 監査従事者の資格及び氏名	2
7. 利害関係.....	2
第2章 監査の視点	3
1. 監査の基本的な方針.....	3
（1）工事の品質確保	3
（2）事業者にとっての効率性	3
（3）市にとっての効率性	3
（4）市の利益と事業者の利益のバランスについて	4
2. 監査要点.....	5
（1）入札参加者の選定について	5
（2）入札の実施時期	5
（3）予定価格に関する事項	5
（4）入札及び契約時の事務手続	5
（5）入札の結果に関する事項	6
3. 監査手続.....	7
（1）監査対象範囲の明確化	7
（2）監査対象事業の概要把握	7
（3）関連資料の閲覧と所管部署に対する質問	7
（4）監査報告書の作成	7
第3章 監査対象の基本的事項	8
1. 工事の入札及び契約手続.....	8
（1）建設工事及び建設関連業務委託	8
（2）入札参加資格の審査	9
（3）契約事務分掌について	10
（4）入札・契約手続について	11
2. 盛岡市における入札制度への取組.....	14
（1）最低制限価格と低入札価格調査制度	14
（2）入札方式の多様化	16
（3）不正行為への対応	19
（4）入札にかかる情報開示	23
3. 監査対象事業.....	25
（1）監査対象事業の選定方法	25
（2）監査対象事業	25

第4章 外部監査の結果及び意見—総論— 29

1. 監査の結果及び意見の総括 29
 - (1) 事業者が受注しやすい環境づくり 30
 - (2) 契約変更の理由について 38
 - (3) 設計にかかるチェックの状況について 40
2. 監査の結果及び意見のまとめ 41

第5章 外部監査の結果及び意見—各論— 48

1. 令和元年度盛岡市防災行政無線（同報系）整備工事 48
 - (1) 概要 48
 - (2) 監査の結果 49
2. 令和2年度盛岡市防災行政無線（同報系）整備工事 50
 - (1) 概要 50
 - (2) 監査の結果 51
3. つなぎ多目的運動場井水処理設備工事 52
 - (1) 概要 52
 - (2) 監査の結果 53
4. 盛岡市最終処分場第一区画被覆工事及び第二区画仮排水路設置工事 54
 - (1) 概要 54
 - (2) 監査の結果 55
5. うえだ保育園園舎解体工事 56
 - (1) 概要 56
 - (2) 監査の結果 57
6. 市道上鹿妻48号線246-1号橋外1橋橋梁補修工事 58
 - (1) 概要 58
 - (2) 監査の結果 59
7. 市道着町12号線毘沙門橋橋梁補修工事 61
 - (1) 概要 61
 - (2) 監査の結果 62
8. 市道内丸大沢川原一丁目線融雪設備設置その2工事 63
 - (1) 概要 63
 - (2) 監査の結果 64
9. 市道南大橋明治橋線道路改良工事及び南大通三丁目外地内配水管布設工事 65
 - (1) 概要 65
 - (2) 監査の結果 66
10. 市道みたけ4号線歩道新設工事 67
 - (1) 概要 67
 - (2) 監査の結果 68
11. 市道三本柳線道路改良工事及び配水管布設工事 69
 - (1) 概要 69
 - (2) 監査の結果 70
12. 市道東中野門線道路改良工事 71
 - (1) 概要 71
 - (2) 監査の結果 72
13. 普通河川館沢川沈砂池設置工事 73
 - (1) 概要 73
 - (2) 監査の結果 74

14. 市営北厨川アパート5・7・8号館給水方式変更工事	75
(1) 概要	75
(2) 監査の結果	76
15. 市営北厨川アパート11号館浴室改善工事その1	77
(1) 概要	77
(2) 監査の結果	78
16. 市営北厨川アパート4号館改修（浴室改善・給水管改修）工事	80
(1) 概要	80
(2) 監査の結果	81
17. （仮称）青山三丁目アパート新5号館建設（機械設備）工事	82
(1) 概要	82
(2) 監査の結果	83
18. 都市計画道路岩手飯岡駅三本柳線外整備工事	84
(1) 概要	84
(2) 監査の結果	85
19. 榊北太田線街路築造及び宅地造成等工事（上期）	86
(1) 概要	86
(2) 監査の結果	87
20. 榊北太田線街路築造及び宅地造成等工事（下期）	88
(1) 概要	88
(2) 監査の結果	89
21. 盛岡市立中野小学校トイレ改修工事その1	90
(1) 概要	90
(2) 監査の結果	91
22. 盛岡市立月が丘小学校トイレ改修工事	93
(1) 概要	93
(2) 監査の結果	94
23. 盛岡市立太田東小学校トイレ改修工事	96
(1) 概要	96
(2) 監査の結果	97
24. 盛岡市立小学校、中学校及び幼稚園空調設備設置工事（区分1）	99
(1) 概要	99
(2) 監査の結果	100
25. 盛岡市立高校エアコン設置（機械設備）工事	102
(1) 概要	102
(2) 監査の結果	103
26. 盛岡市立高校エアコン設置（電気設備）工事その2	104
(1) 概要	104
(2) 監査の結果	105
〈留意事項〉	106
1. 技術提案書の提出方法について	106
2. 入力データリストの開示について	107
3. 残土処分地の指定について	107

第1章 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

入札・契約事務について

3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

前年度の包括外部監査は、特定の事件を「委託事業にかかる財務事務の執行について」として実施した。その結果、市が将来に亘って行政サービスを提供し続けるためには様々な主体との共存並びに協働が鍵になると痛感させられた。

そして、このことは市の契約事務における経済性や公平性の追求を杓子定規に捉えるだけでなく、市の利益と事業者の利益のバランスを本質的に考え直すことを求めるものである。

そこで、前年度の包括外部監査においては主に委託事業の内容に着目して監査を実施したが、今年度の包括外部監査では、工事の入札を中心とした契約事務に焦点をあて、民間の活力を市の発展に有効活用するためには何が必要かという観点から検討を加えてみようと考えている。

例を挙げれば、工事の設計は適切に行われているか、入札を実施しても事業者が誰も手を挙げず不調になってしまうのはなぜか、また、総合評価方式やプロポーザル方式による随意契約は公平で経済的な方法といえるのかといった点について、全般的に検証していくこととする。

私は、このように考え、令和2年度の盛岡市包括外部監査における特定の事件（テーマ）を入札・契約事務についてとした。

4. 監査の対象期間

原則として令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）
ただし、必要に応じて平成30年度以前及び令和2年度の執行分を含む。

5. 監査の実施期間

令和2年7月17日から令和3年2月4日まで

6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	加藤 聡
監査補助者	公認会計士	荒谷 祐介
	公認会計士	石崎 一登
	公認会計士	井上 正之
	公認会計士	木下 哲
	公認会計士	谷川 淳

7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査の視点

1. 監査の基本的な方針

令和2年度盛岡市包括外部監査における特定の事件(監査テーマ)を選定した理由は前述したとおりである。この選定理由を踏まえて決定した監査の基本的な方針は、以下のとおりである。

(1) 工事の品質確保

外部監査の基盤となる最も重要な視点は事業の有効性を問うことである。

これは効果のない事業を法令等に従い、効率的に実施したところで市全体の利益にはならないからであり、逆にいえば、その事業が法令等に違背していないことをもって問題はないという結論が得られるのではないことである。

同じような観点から、工事の入札や契約にかかる事務においては、手続上の適法性を問う前に、その工事の品質が確保されていることが前提となる。したがって、入札・契約事務における手続が工事の品質確保への配慮を具備しているかどうかは必須の監査要点となる。

(2) 事業者にとっての効率性

現行の入札や契約にかかる事務は様々な歴史的経緯を経てそのような形になったと考えられるが、本当にその手続は必要なものであろうか。

民間事業者の立場からすると、市に提出する見積書一つとっても、その作成は最低でも半日、内容によっては数日かかるものである。これは事業を受注するためには避けて通れないものであるが、事業者にとってはコストでもある。その点、市が入札や契約に際して、事業者側のコストの発生を強いてまで作成を求める意義を説明できない書類については廃止すべきである。

手続の効率性を追求する姿勢は、事業者にとってはそのままコストの低減をもたらし、延いては事業の継続と雇用の創出にも繋がるものである。

したがって、市が事業者に要求する手続は、本来の目的に照らして本当に必要なものだけに限定されるべきであり、その点は監査においても検討する必要がある。

(3) 市にとっての効率性

事業者に何らかの手続が課されることによって、市はそれをチェックし処理する必要に迫られる。したがって、事業者の手続を減らすことは市の事務作業を減らすことと表裏一体のはずである。しかし、いくつかの理由で不要な手続が存続してしまうこともある。

例えば、現在では IT 技術が進歩し、電子入札が当然のように行われているにもかかわらず、IT 技術の業務効率化機能を生かし切れないことがある。これは、システムの導入方針が定まっておらず、手続のプロセスに不要な手作業が混入してしまうことに原因がある。その手続がどのように効率化されるのかを予め想定した上で IT 技術を導入しなければならないが、国や他団体の事例に引きずられたり、予算の都合で仕様に制限が加わったりした場合、このようなことが起こる可能性がある。

また、最近の新型コロナウイルスの関係で外出自粛が呼び掛けられている中、職場に出勤する職員や従業員が見受けられたが、その理由の中に決裁文書への押印のためというのが相当数あったと言われる。確かに日本社会は印鑑文化であるが、オンライン決裁も可能である時代において、押印という手続の必要性は今後議論されるであろう。

市は大きな組織である。大きな組織には強い慣性力が働き、従来のやり方を変更することには、また別の大きな力が必要である。当然のことながら本当に必要な手続は省くことができないものであるが、入札や契約にかかる事務手続について、外部の人間がその必要性について意見する場があることは有意義であると考え。

(4) 市の利益と事業者の利益のバランスについて

ここまで、主に事務の効率化について検討すべきの方針を記載した。本当に必要な手続以外は省くことを検討すべきとの意であるが、そのような検討を加える際にそれが誰の利益になるのかといった視点も監査においては必要であると考え。

例えば、入札において不調あるいは不落となった際、設計価格を上げて再度入札を行うならば、これは市、すなわち市民にとってはコスト増ということになる。入札にかかる事務手続を効率化する目的でこのような解決方法を採用することが本当に妥当といえるかどうかは慎重に考えなければならない。

また、入札の際に地元事業者を優先するルールを採用している場合がある。これは競争の基準において価格という要素の順位を下げることであり、この恩恵を受ける地元事業者にとっては利益となることであるが、市、すなわち市民にはどのような利益をもたらすのか明確になっていなければならない。

入札・契約事務を監査テーマとする際にはこういった問題についても、併せて検討する必要があると考えている。

2. 監査要点

『1. 監査の基本的な方針』に従って定めた監査要点(監査手続によって検証すべき事項)は、以下のとおりである。

(1) 入札参加者の選定について

- ・ 契約相手先の選定方法は法令等に基づいて選択されているか。また、工事の品質確保等の観点から総合評価落札方式などが採用されているか。
- ・ 入札参加者の数は十分か。
- ・ 入札参加者への制限は合理的といえるか。
- ・ 指名基準は合理的といえるか。

(2) 入札の実施時期

- ・ 中長期的な発注見通しの作成・公表は行われているか。
- ・ 発注・施工時期の平準化は行われているか。
- ・ 債務負担行為、繰越明許費は有効に活用されているか。

(3) 予定価格に関する事項

- ・ 予定価格のもとになる設計図書は適切なチェックを受け、それに基づいて修正されているか。
- ・ 予定価格は適切に積算されているか。
- ・ 予定価格をチェックする仕組みはあるか。
- ・ 予定価格の積算根拠は各部署で共有されているか。

(4) 入札及び契約時の事務手続

- ・ 入札の公告は適切に行われているか。
- ・ 入札保証金を徴収しているか。
- ・ 積算に必要な情報が入札参加者に対して適切に開示・提供されているか。
- ・ 入札の委任状はあるか。
- ・ 入札時において参加者が提示・提出しなければならないものは必要なものに限られているか。
- ・ 入札の実施に際してはITを高度に活用するなど効率化と迅速化が図られているか。
- ・ 再度入札の際の手続は適切か。
- ・ 同種の工事を合理的な理由もなく、分割でおこなっていないか。
- ・ 入札参加者の社会保険加入状況は適切か。
- ・ 契約時において落札者が提示・提出しなければならないものは必要なものに限られているか。
- ・ 変更契約、特に追加工事の場合の契約金額の変更手続は適切に行われているか。

(5) 入札の結果に関する事項

- ・ 毎年度同じ事業者が落札しているということはないか。
- ・ 総合評価落札方式の場合、その評価結果は詳細に公表しているか。
- ・ 当該工事の結果、翌年度以降の保守管理が別契約で行われる案件がある。その場合の入札では、翌年度以降実施される保守管理にかかる契約はどのように考慮されているのか。
- ・ 随意契約としたものの理由は妥当といえるか。
- ・ 入札事務にかかる罰則規定は適切に設定されているか。

3. 監査手続

『2. 監査要点』に記載したそれぞれの事項を検証するために実施した監査手続は以下のとおりである。

(1) 監査対象範囲の明確化

前年度の包括外部監査においては委託事業を対象としており、その中で入札についても検証している。そこで、今年度においては工事請負費を対象範囲としてサンプルを抽出することとする。なお、工事請負費からサンプルとして抽出した各事業については以下の範囲で検証する。

1. 入札制度の運用、予定価格の積算、公告、入札の実施、契約までを監査対象範囲とする。
2. 契約の履行状況、検収、事業そのものの効果や有効性は範囲外とする。
3. 契約変更、積算根拠の次年度以降へのフィードバックの問題は対象とする。
4. 本来、入札を実施する必要のある案件を随意契約によっている場合は、その理由の合理性を検証する。

(2) 監査対象事業の概要把握

監査対象事業についての事業説明資料等を閲覧した。

(3) 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問

監査対象事業について、入札及び予算執行に関連する資料を閲覧し、これを精査した。また、これらの内容について、必要に応じて所管部署に対し質問を実施した。

(4) 監査報告書の作成

以上の結果を取りまとめて、監査報告書を作成した。

第3章 監査対象の基本的事項

1. 工事の入札及び契約手続

(1) 建設工事及び建設関連業務委託

「建設工事」とは、土木建築に関する工事である。元請か下請かを問わず、建設工事の完成を請け負う営業を「建設業」といい、建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを行う場合を除いて、建設業法第3条の規定に基づき、29の建設工事の種類ごとに建設業の許可を受けなければならない。一方、「建設関連業務委託」とは、工事に先立って必要となる設計若しくは監理又は工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行う業務で、測量業、地質調査業、設計業(土木、建築)及び補償コンサルタントに分類される。

令和2年度包括外部監査においては、前年度の包括外部監査におけるテーマが委託事業であったことに鑑み、監査対象を「建設工事」に限定している。そこで、以下の説明では「建設関連業務委託」に関する事項は省略して記載することがある。

(建設業法)

(建設業の許可)

第三条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所(本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。)を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

- 一 建設業を営もうとする者であつて、次号に掲げる者以外のもの
- 二 建設業を営もうとする者であつて、その営業にあつて、その者が発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額(その工事に係る下請契約が二以上あるときは、下請代金の額の総額)が政令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの

2 前項の許可は、別表の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建設業に分けて与えるものとする。

3 第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

4 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。5 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算す

るものとする。

6 第一項第一号に掲げる者に係る同項の許可(第三項の許可の更新を含む。以下「一般建設業の許可」という。)を受けた者が、当該許可に係る建設業について、第一項第二号に掲げる者に係る同項の許可(第三項の許可の更新を含む。以下「特定建設業の許可」という。)を受けたときは、その者に対する当該建設業に係る一般建設業の許可は、その効力を失う。

(2) 入札参加資格の審査

市営建設工事¹等の競争入札に参加しようとする者は、別に定める資格審査申請書その他資格審査に必要な書類を市長に提出し、資格の審査を受けなければならない。なお、ここでの記載内容は監査実施年度における最新のものになっている。

図表 1 入札参加資格の審査

項目	内容						
申請の時期 (令和の奇数年(定期提出年))	市営建設工事……10月1日から10月31日まで(2年毎) 建設関連業務委託……10月1日から10月31日まで(2年毎) ※平成31年まで定期申請は2月に実施していたが、広域共同申請となるため、申請時期を変更している。						
資格の有効期間	2か年(定期提出年の翌年の4月1日から同日後の最初の定期提出年の翌年の3月31日まで) ※平成31年2月に行われた定期申請は、広域共同申請に係る名簿統一のため、有効期間を令和元年6月1日から令和4年3月31日まで(2年10か月)としている。						
追加の申請 (令和の偶数年(追加提出年))	申請の時期は定期の申請時期と同様。資格の有効期間は1か年。 (令和3年2月の追加申請における資格の有効期間は10か月)						
資格の審査	市営建設工事等競争入札参加資格審査委員会において行う。この委員会は、盛岡市市長部局の行政組織及び運営等に関する規則(昭和33年規則第7号)第47条第2項に規定する専門機関である。副市長を委員長、財務部長を副委員長とした総勢10名からなる。						
資格者の区分 (地理的区分)	<table border="1"><tbody><tr><td>ア 市の区域内に建設業法の許可のある本店を有する者(市の区域内から岩手流通センターの区域内へ本店を移転した者を含む。)</td><td>甲</td></tr><tr><td>イ 市の区域内に建設業の許可のある支店又はこれに準ずるものを有する者</td><td>乙</td></tr><tr><td>ウ ア、イ以外の者</td><td>丙</td></tr></tbody></table>	ア 市の区域内に建設業法の許可のある本店を有する者(市の区域内から岩手流通センターの区域内へ本店を移転した者を含む。)	甲	イ 市の区域内に建設業の許可のある支店又はこれに準ずるものを有する者	乙	ウ ア、イ以外の者	丙
ア 市の区域内に建設業法の許可のある本店を有する者(市の区域内から岩手流通センターの区域内へ本店を移転した者を含む。)	甲						
イ 市の区域内に建設業の許可のある支店又はこれに準ずるものを有する者	乙						
ウ ア、イ以外の者	丙						

¹ ここでの「市営建設工事」とは、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事で、市費で支弁するものをいう。

項目	内容																																		
工種等と格付	次の5工種(格付工事)の資格者については、工事施工能力に応じ等級別の格付を行う。なお、下記以外の24工種については、格付を行っていない。																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建設業許可業種</th> <th>工種</th> <th>資格者の区分</th> <th>等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土木工事業</td> <td rowspan="2">土木一式工事</td> <td>甲</td> <td>A,B,C</td> </tr> <tr> <td>乙</td> <td>A,B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建築工事業</td> <td rowspan="2">建築一式工事</td> <td>甲</td> <td>A,B,C</td> </tr> <tr> <td>乙</td> <td>A,B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気工事業</td> <td rowspan="2">電気工事</td> <td>甲</td> <td>A,B</td> </tr> <tr> <td>乙</td> <td>A,B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管工事業</td> <td rowspan="2">管工事</td> <td>甲</td> <td>A,B</td> </tr> <tr> <td>乙</td> <td>A,B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水道施設工事業</td> <td rowspan="2">水道施設工事</td> <td>甲</td> <td>A,B,C</td> </tr> <tr> <td>乙</td> <td>A,B</td> </tr> </tbody> </table>	建設業許可業種	工種	資格者の区分	等級	土木工事業	土木一式工事	甲	A,B,C	乙	A,B	建築工事業	建築一式工事	甲	A,B,C	乙	A,B	電気工事業	電気工事	甲	A,B	乙	A,B	管工事業	管工事	甲	A,B	乙	A,B	水道施設工事業	水道施設工事	甲	A,B,C	乙	A,B
	建設業許可業種	工種	資格者の区分	等級																															
	土木工事業	土木一式工事	甲	A,B,C																															
			乙	A,B																															
	建築工事業	建築一式工事	甲	A,B,C																															
			乙	A,B																															
	電気工事業	電気工事	甲	A,B																															
			乙	A,B																															
	管工事業	管工事	甲	A,B																															
乙			A,B																																
水道施設工事業	水道施設工事	甲	A,B,C																																
		乙	A,B																																
市営建設工事の審査と格付	<p>以下のような項目を審査し、工事施工能力を勘案した上で、等級の格付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 建設業法の規定による営業停止の処分を現に受けていないこと (イ) 建設業法の規定による経営に関する経営事項の審査結果の状況 (ウ) 入札参加を希望する市営建設工事等の工種毎の施工実績 (エ) 経営状況 (オ) 市税、法人税、所得税、消費税等の納税状況 (カ) 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の違反の有無 (キ) その他入札参加資格要綱に定める事項 																																		

(3) 契約事務分掌について

契約事務分掌は以下のように金額で分けられている。なお、令和2年度包括外部監査においては、各課で処理する130万円未満のものは監査対象としていない。

【契約検査課で事務処理するもの】

ア 市営建設工事	1件 130万円以上のもの (災害の応急措置に係るものは1件 500万円以上)
イ 建設関連業務委託	1件 50万円以上のもの (災害の応急措置に係るものは1件 100万円以上)

【各課で事務処理するもの】

ア 市営建設工事	1件 130万円未満のもの (災害の応急措置に係るものは500万円未満)
イ 建設関連業務委託	1件 50万円未満のもの (災害の応急措置に係るものは100万円未満)

(4) 入札・契約手続について

市が発注する工事の入札方式は、条件付一般競争入札が原則である。格付等級によって発注標準額が決まっているが、その内容は下表のとおりである。

また、競争入札における参加者数の規定は、監査実施年度である令和 2 年度に改正されているため、令和元年度のものと同併記する。

図表 2 格付等級にかかる発注標準額

工種	区分	格付等級	発注標準額
土木一式工事 建築一式工事	甲	A	5,000 万円以上
		B	1,500 万円以上 6,000 万円未満
		C	2,500 万円未満
	乙	A	5,000 万円以上
		B	5,000 万円未満
	丙	—	—
電気工事	甲	A	1,500 万円以上
		B	2,500 万円未満
	乙	A	1,500 万円以上
		B	2,500 万円未満
	丙	—	—
	管工事	甲	A
B			3,000 万円未満
乙		A	2,500 万円以上
		B	2,500 万円未満
丙		—	—
水道施設工事		甲	A
	B		800 万円以上 5,000 万円未満
	C		2,000 万円未満
	乙	A	3,000 万円以上
		B	3,000 万円未満
	丙	—	—

(出典:「令和元年度市営建設工事等の発注方針」令和元年 5 月 30 日改正版)

※ 入札参加資格審査委員会の審議対象案件は次のとおりである。

ア 建設工事で設計金額が 1 億 5,000 万円以上のもの

イ 建設関連業務委託で設計金額が 4,000 万円以上のもの

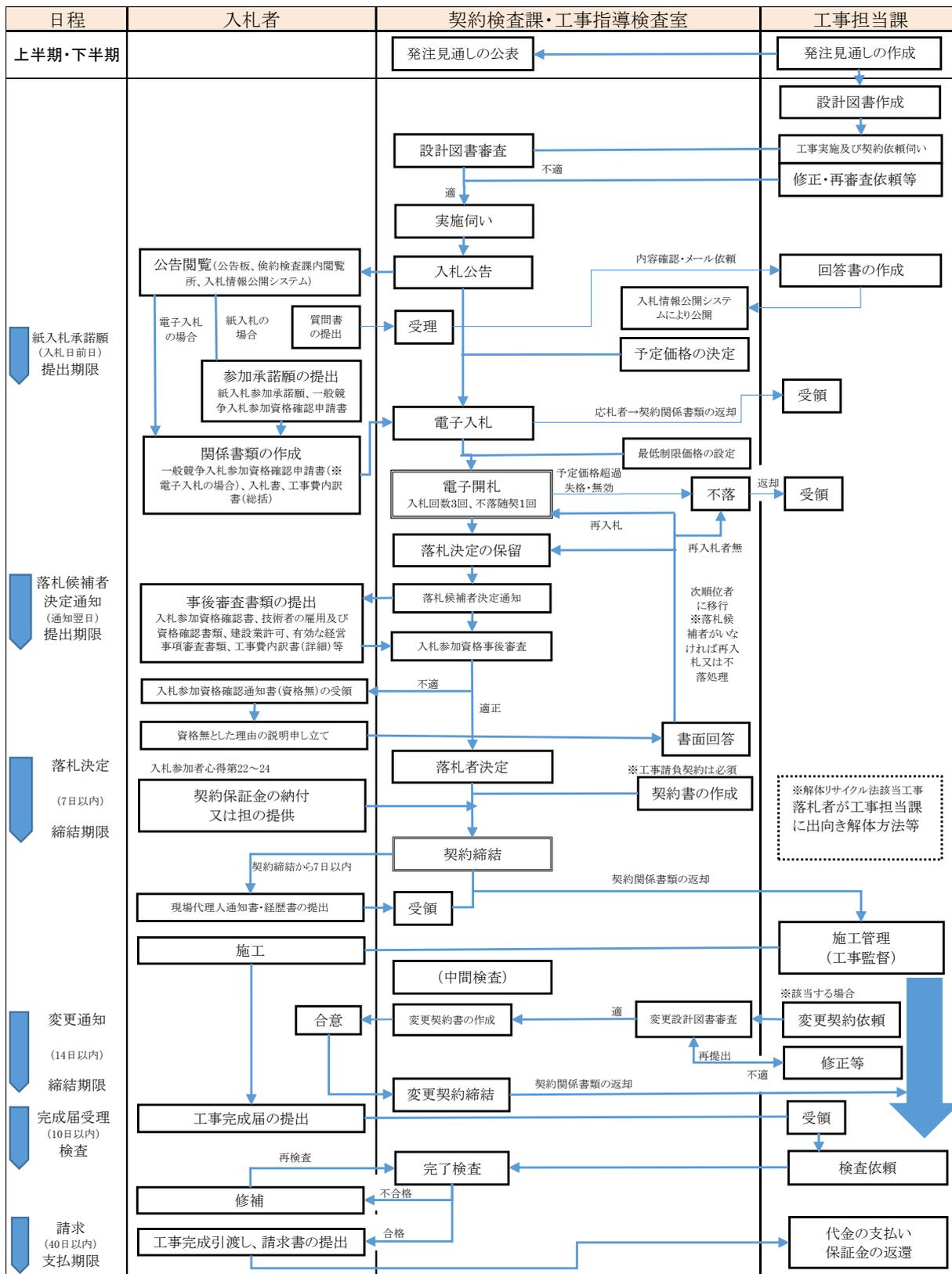
ウ その他委員会において発注方法審査が必要なもの

エ 年間発注方針(毎年度、市営建設工事等競争入札参加資格審査委員会において審議のうえ決定(市長決裁)する。)

図表 3 競争入札における参加者数

令和元年度(※令和元年5月30日改正)	令和2年度
<p>競争入札においては、競争性の確保の観点から、総数が2者に満たない場合は、原則として入札執行を中止する。</p> <p>ただし、次の場合においては、2者に満たない場合でも、契約担当者の決裁を得て特に例外的に入札執行できる取扱いとする。</p> <p>(1) 再度公募しても参加希望者の増加が見込めない場合</p> <p>(2) 入札条件・設計の変更が困難である場合</p> <p>(3) その他特別の事情があると認められる場合</p>	<p>一般競争入札及び指名競争入札は、応札者が一者であっても入札を執行する。</p> <p>ただし、談合が疑われる場合など明らかに競争性が確保できないと判断した場合は入札を中止する。</p>

図表 4 一般競争入札（通常方式）制度フロー図 -契約検査課執行・電子入札-



(出典:市提出資料より監査人作成)

2. 盛岡市における入札制度への取組

(1) 最低制限価格と低入札価格調査制度

最低制限価格制度は、工事・製造その他についての請負契約において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときに、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度である。

盛岡市では、財務規則第 110 条第 1 項に最低制限価格の設定について定めている。また、具体的な適用条件や算出方法は、「盛岡市工事請負契約に係る最低制限価格事務取扱要領」に記載されている。

(財務規則)

(最低制限価格)

第 110 条 契約担当者は、政令第 167 条の 10 第2項の規定により最低制限価格を設ける場合は、予定価格の 10 分の6から 10 分の 9.2 までの範囲において当該工事又は製造その他についての請負の予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して当該工事又は製造その他についての請負ごとに適正に定めなければならない。

(以下、略)

(盛岡市工事請負契約に係る最低制限価格事務取扱要領)

(対象契約)

第2 最低制限価格を定める契約は、競争入札に付する予定価格が 130 万円以上の工事等の請負契約とする。

(最低制限価格の算出方法)

第3 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書等に基づき、次の方法により算出する額とする。

(1) 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額、共通仮設費の額に 10 分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に 10 分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額の合計額を基に、予定価格の 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内で契約担当者が定める額とする。

(2) 工事等の性質上前号の規定により難しいものについては、同号の規定にかかわらず、請負契約ごとに 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内で契約担当者が定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

※ 上記数値については、令和元年7月4日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用されるものである。

一方、低入札価格調査制度は、工事・製造その他についての請負契約において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格ではその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合には、最低価格の入札者を落札者とせず、次に低い価格で申込みをした者を落札者とする制度である。

盛岡市では、平成 30 年 2 月以降、地方公共団体による総合評価落札方式による入札が、自治令に沿って適切に実施されるよう措置を講ずる旨の通知を踏まえ、当該工事を対象に低入札価格調査制度を実施することとした。

制度導入にあたっては、調査基準価格と失格基準価格の併用による制度運用により、適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保することとしている。

※1 調査基準価格

調査基準価格とは、低入札価格調査制度を採用した工事の「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと。

※2 失格基準価格

失格基準価格とは、低入札価格調査制度を採用した工事の「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った入札は自動的に失格とする価格のこと。

※3 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」

この「基準」は、予算決算及び会計令第 85 条に次のように記載されている。

「各省各庁の長は、会計法第二十九条の六第一項ただし書の規定により、必要があるときは、前条に規定する契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を作成するものとする。」

(2) 入札方式の多様化

盛岡市では、平成 20 年 7 月に総合評価落札方式を導入している。総合評価落札方式とは、「価格」と「価格以外の要素」を総合的に判断する方式であり、入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し、落札者を決定する落札方式である。具体的な内容は、「盛岡市市営建設工事総合評価落札方式競争入札実施要領」に記載されている。

図表 5 総合評価落札方式の概要

項目	内容
対象工事 第 2	総合評価落札方式の対象工事は、発注金額(消費税額及び地方消費税額込みの設計額)130 万円以上の工事のうち、第 4 及び第 5 の規定により決定された工事とし、当該工事の入札方式は、市営建設工事請負契約競争入札事務取扱要領(平成 12 年 5 月 25 日市長決裁)第 4 第 1 項の規定によるもの(注:一般競争入札方式)とする。
落札者決定 基準の策定 第 3	工事担当課等の長は、自治令第 167 条の 10 の 2 第 3 項の規定に基づき、あらかじめ当該入札に係る申込のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を策定しなければならない。
判定委員会 の審査 第 4	①工事担当課等の長は、総合評価落札方式により入札を行おうとするときは、事前に実施の適否、落札者決定基準等について、総合評価落札方式判定委員会(以下「判定委員会」という。)の審査を受けるものとする。 ②工事担当課等の長は、第 9 に規定する技術評価点の採点案を作成したときは、判定委員会の審査を受けるものとする。
学識経験者 の意見聴取 第 5	①自治令第 167 条の 10 の 2 第 4 項の規定に基づき、総合評価落札方式による入札の実施の適否及び落札者決定基準について決定しようとするときは、2 人以上の学識経験者を選任し、会議その他の方法により当該学識経験者の意見を聴かなければならない。 ②前項の意見聴取を行うときは、自治令第 167 条の 10 の 2 第 5 項の規定に基づき、落札者を決定するときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて併せて意見を聴取するものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ意見聴取を行うものとする。
評価の方法 第 9	①総合評価落札方式による評価は、次のとおりとする。 (1) 総合評価点 価格評価点と技術評価点を総合した数値 (2) 価格評価点 入札額に基づいて算定した数値 (3) 技術評価点 施工能力等から算定した数値

	<p>②総合評価点の算定は、次に定める方式とし、技術評価点の算定方法については別に定める。</p> $\text{総合評価点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) + \text{技術評価点}$ <p>(入札価格÷予定価格の数値は、小数点以下第5位を四捨五入)</p>
調査基準価格及び失格基準価格 第11	<p>①総合評価落札方式による入札の実施に当たっては、自治令第167条の10の2第2項の規定に基づき、調査基準価格及び失格基準価格を設定するものとする。</p> <p>②調査基準価格は、盛岡市低入札価格調査制度実施要領(平成30年2月14日市長決裁。以下「要領」という。)第4の規定の例により算出した額とする。</p> <p>③失格基準価格は、前項の調査基準価格に100分の95を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。)とする。</p> <p>④総合評価落札方式においては、失格基準価格未満の金額の入札をした者を失格とし、落札者とししないものとする。</p>
落札者決定の方法 第13	<p>①落札者を決定しようとするときは、次の要件に該当する入札者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。</p> <p>(1) 入札公告等において定めた入札参加資格等を全て満たしていること。</p> <p>(2) 入札参加者が提出した申請書等が、入札公告において明らかにした要求要件のうち、必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。</p> <p>(3) 入札価格が調査基準価格未満で失格基準価格以上の価格の場合は、要領第8に規定する数値的判断基準による判定により失格とならないこと。</p> <p>(4) 標準型及び簡易型工事にあつては、前3号の条件を満たしかつ要領第10に規定する低入札価格調査により調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められること。</p> <p>②第5第2項の意見聴取において、落札者を決定するときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた工事にあつては、技術評価点を算定した後すみやかに学識経験者の意見を聴取するものとする。</p> <p>③総合評価点と同点の落札候補者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。</p>

(出典:「盛岡市市営建設工事総合評価落札方式競争入札実施要領」より抜粋)

また、公正性・透明性・競争性の促進、利便性の向上（移動コストや環境負荷などの削減）、業務の効率化・迅速化（行政サービスの向上）を図るため、平成 23 年 10 月より電子入札を導入している。

図表 6 電子入札の概要

項目	内容
対象	<p>電子入札の対象は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般競争入札</p> <p>(2) 指名競争入札</p> <p>(3) 随意契約（入札に付し落札者がいないため、前 2 号から移行した場合に限る。）</p>
入札参加の申込み	<p>第 3 第 1 号及び第 2 号の入札方式に係る入札参加申請は、原則として電子入札システムにより受け付けるものとする。ただし、提出する添付資料の容量が圧縮後において 2MB を超える場合には、添付資料を持参により提出することができるものとする。</p>
入札書	<p>①契約検査課長は、電子入札による場合には、入札参加者に入札書（入札金額その他所定の情報を電子入札システムに入力することより作成したものをいう。以下同じ。）を提出させるものとする。</p> <p>②入札書は、入札金額その他所定の情報が契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときに到達したものとみなす。</p> <p>③前項の規定は、電子入札システムによる申請、届出等の提出について準用する。</p>
開札	<p>①契約検査課長は、当該入札において、紙入札を承諾した入札参加者がある場合には、開札時に当該入札書記載の入札金額を電子入札システムに登録し、開札手続を行うものとする。</p> <p>②契約検査課長は、内訳書（総括）の提出を求めた場合には、開札に先立ち内訳書（総括）の確認を行うものとする。</p> <p>③契約検査課長は、止むを得ない事情があり電子入札による入札手続の続行が困難と認められる場合には、開札を延期又は中止することができる。</p>
落札決定	<p>①契約検査課長は、落札者を決定することができる場合には、落札を確認したうえで、執行担当署名を付加し落札決定の処理を行うものとする。</p> <p>②契約検査課長は、開札の結果について、電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。</p>

（出典：「市営建設工事及び建設関連業務委託に係る電子入札実施要領」より抜粋）

(3) 不正行為への対応

市は、公共事業としての公正性、公平性を保ち、社会資本整備としての良質、適正な工事等の確保を図るため、不正行為等に対する措置として、次の規定により不適格業者を指名から排除している。

- ・ 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準
- ・ 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準運用指針

図表 7 指名停止基準について

(指名停止)
第 2 市長は、資格者が別表第 1 から別表第 3 までの左欄に掲げる措置要件の一に該当するときは、当該各号に定める適用基準の期間により、当該資格者に対して指名停止を行うものとする。
2 市長が前項の指名停止を行ったときは、契約担当者(盛岡市財務規則(昭和 46 年盛岡市規則第 33 号)第 2 条第 8 号に規定する契約担当者をいう。)は、当該資格者を入札の落札者としてはならない。当該資格者を構成員に含む特定共同企業体(盛岡市特定市営建設工事請負契約競争入札参加資格要綱(昭和 62 年盛岡市告示第 145 号)第 2 条第 3 号に規定する特定共同企業体をいう。以下同じ。)についても同様とする。この場合、当該資格者及び当該資格者を構成員に含む特定共同企業体を現に指名しているときは、市長は、当該指名を取り消すものとする。

(出典:盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準)

最近 3 年間の指名停止措置は次のとおりである。

図表 8 盛岡市の建設工事にかかる指名停止措置

平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
件数	資格者数	件数	資格者数	件数	資格者数
4	7	12	16	10	11

また、市では、談合防止対策をまとめた「盛岡市談合情報対応マニュアル」を作成している。

図表 9 盛岡市談合情報対応マニュアルの概要

内容	
<p>第1 一般原則</p> <p>1 情報の確認, 調書の作成</p> <p>入札に付そうとする工事について入札談合に関する情報(対象工事名が明らかであり, 落札者及び落札金額についての話し合いの事実に関する情報が含まれる情報をいう。以下同じ。)があった場合には, 可能な限り当該情報の提供者の身元, 氏名等を確認の上, 直ちに市営建設工事等競争入札参加資格審査委員会(以下「資格審査委員会」という。)事務局を經由し資格審査委員会委員長に報告する。情報提供者が報道機関である場合には, 報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請する。なお, 新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも, 資格審査委員会委員長に報告する。</p> <p>2 報告</p> <p>資格審査委員会事務局は, 1 により入札談合に関する情報に係る通報を入手した場合には, 情報の内容を報告書(様式 1)にまとめ, 資格審査委員会委員長の指示のもとに, 速やかに資格審査委員会を招集し, 報告を行う。</p> <p>なお, 事務局において, 新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合も, 報道に基づき報告書(様式 1)をまとめ, 報告を行う。</p> <p>3 資格審査委員会の招集及び審議</p> <p>資格審査委員会は, 2 により事務局からの報告を受けた場合, 当該情報の信憑性及び第 2 以下の手続きによることが適切であるか否かについて審議する。なお, 当該入札の執行を延期又は中止すると決定した場合は, その旨を様式 6 により当該入札参加者に通知する。</p> <p>4 公正取引委員会への通報</p> <p>5 入札監視委員会への報告</p> <p>6 報道機関等との対応</p>	
<p>第2 具体的な対応</p> <p>談合情報があった場合には, 原則として, 次に従い対応する。なお, 詳細な手続き等は, 第 3 に従うこと。</p> <p>1 入札執行前に談合情報を把握した場合</p> <p>(1) 公正取引委員会への通報</p> <p>(2) 事情聴取</p> <p>(3) 談合の事実があったと認められる場合の対応</p> <p>事情聴取等の結果, 談合の事実があったと認められる場合には, 盛岡市競争入札参加者心得第 12 に基づき入札の執行を延期し, 又は取り止めるものとする。また, その旨を公正取引委員会へ速やかに通報する。</p> <p>(4) 談合の事実があったと認められない場合の対応</p> <p>事情聴取等の結果, 談合の事実があったと認められない場合には, 全ての入札参加者から</p>	

内容

誓約書(様式 3)を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行う。また、誓約書の写しを公正取引委員会へ送付する。(以下、略)

(5) 一般競争入札の場合の留意点

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合に関する情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意し、以下の手続によることが適切か否かを第 1 の 3 により判断する。

(1) 契約締結以前の場合

- a 公正取引委員会への通報
- b 事情聴取
- c 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、盛岡市入札参加者心得第 15(7)により、入札を無効とする。また、その旨を公正取引委員会へ速やかに通報する。さらにこの場合、入札契約適正化法第 10 条に関する手続き通達の規定により、公正取引委員会への通知を行う。

d 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させた上で、落札者と契約を締結する。また、誓約書の写し及び入札調書の写しを公正取引委員会へ送付する。

(2) 契約締結後の場合

- a 公正取引委員会への通報
- b 事情聴取

第 3 個別手続の手順等

第 2 に定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行う。

- 1 報告書
- 2 公正取引委員会への通報等
- 3 事情聴取の方法等
- 4 誓約書の提出等
- 5 工事費内訳書のチェック
- 6 報道機関との対応
- 7 建設関連業務委託等の入札に係る談合情報への対応
- 8 市議会との対応

(出典:「盛岡市談合情報対応マニュアル」を要約)

その他、談合を防止する目的で以下の取組が行われている。

図表 10 盛岡市の談合対策の概要

- 指名業者の事前公表の取止め, 落札結果とともに事後公表(平成7年5月1日)
- 工事完成保証人制度の廃止(平成8年7月1日)
談合助長のおそれがあると指摘されていた工事完成保証人制度を廃止した。
- 相指名業者の下請負を禁止(平成15年6月1日)(電子入札を除く)
- 下請負業者一人に対する下請負金額の上限(50%)設定(平成15年6月1日)
- 予定価格の事後公表(平成9年6月1日)
設計金額の事前公表・最低制限価格の事後公表(平成14年6月1日)
- 談合事実がない旨の誓約書を提出したにもかかわらず指名停止基準に該当した場合の加重措置(2倍の期間)設定(平成17年7月15日)
- 契約の相手方に独禁法違反行為があった場合の工事請負契約解除及び損害賠償額予約条項(10分の1)設定(平成17年7月15日)、損害賠償額を10分の2に引き上げ(平成19年10月1日)
- 談合等があった場合の工事請負契約締結中止の条項設定(平成17年7月15日)
- 談合贈賄事案について市内,市外とも一律12月の指名停止期間
談合首謀者には2倍(24月)の指名停止期間(いずれも平成19年10月1日)
- 建設関連業務委託の設計額を事後公表(平成18年6月1日)
建設工事の設計額を事後(契約締結後)公表(平成20年6月1日)
- 総合評価方式の導入(平成20年7月22日)

※ 相指名業者:同一入札に参加する他の業者をいう。入札参加を任意で辞退した業者は除く。

※ 損害賠償額予約条項:契約当事者間で、債務不履行による損害賠償が発生した場合に備え、その損害賠償額をあらかじめ契約書に記載したもの。

(4) 入札にかかる情報開示

市では、入契法の施行に従い、市営建設工事の発注見通しを次の要領で公表している。

図表 11 市営建設工事の発注見通しの公表

項目	内容
公表の対象とする工事	予定価格が 130 万円を超えると見込まれる市営建設工事(公共の安全と秩序の維持に密接に関連する市営建設工事であって、市の行為を秘密にする必要があるものを除く。)
公表の内容	(1)当該年度に発注することが見込まれる市営建設工事に係る次に掲げるものの見通しに関する事項 ア 工事の名称, 場所, 期間, 種別及び概要 イ 入札及び契約の方法 ウ 入札を行う時期(随意契約を行う場合にあつては, 契約を締結する時期) (2) (1) の規定により公表した発注の見通しに関する事項に変更がある場合における変更後の発注の見通しに関する事項
公表の時期	2(1) に掲げる事項にあつては毎年度, 4 月 1 日(当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては, 予算の成立の日)以後遅滞なく, 2(2)に掲げる事項にあつては毎年度, 10 月 1 日以後遅滞なく公表するものとする。

(出典:「盛岡市市営建設工事の発注の見通しに関する事項の公表について」より抜粋)

また、設計額 130 万円以上の市営建設工事については、入札及び契約に関する情報の公表を行っている。公表される主な内容は次のとおりである。

図表 12 市営建設工事に係る入札及び契約の過程に関する公表事項（一部）

内容
《一般競争入札(総合評価落札方式による競争入札を含む。)又は指名競争入札(自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定に基づき議会の議決を要する契約を除く。))》 (入札公告後) a 自治令第 167 条の 5 の 2 の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めて入札を行わせた場合における当該資格 (落札者決定後) b 入札参加希望業者名 c 指名業者名及び指名理由 d 入札に参加させなかった業者名又は指名しなかった業者名及びその理由 e 入札者名

内容	
f	各入札者の各回の入札金額(総合評価落札方式による競争入札の場合には、上記のほか価格評価点、技術評価点及び総合評価点)
g	落札者名
h	落札金額
i	自治令第 167 条の 10 第 1 項の規定により最低価格の申込者以外の者を落札者とした場合における当該落札者とした理由
j	自治令第 167 条の 13 において準用する自治令第 167 条の 10 第 1 項の規定により最低価格の申込者以外の者を落札者とした場合における当該落札者とした理由
k	自治令第 167 条の 10 第 2 項の規定により最低制限価格を設けた場合における最低制限価格未満の価格による申込者名
l	自治令第 167 条の 13 において準用する自治令第 167 条の 10 第 2 項の規定により最低制限価格を設けた場合における最低制限価格未満の価格による申込者名
m	自治令第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定により調査基準価格を設けた場合における調査基準価格未満の価格による申込者名
n	自治令第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定により失格基準価格を設けた場合における失格基準価格未満の価格による申込者名
o	自治令第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定により数値的判断基準を設けた場合における同基準により失格となった申込者名
p	自治令第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定により低入札価格調査を実施した場合における同調査により失格となった申込者名
q	設計額(税を除く。)
r	予定価格(税を除く。)
s	最低制限価格(税を除く。)
t	調査基準価格(税を除く。)
u	失格基準価格(税を除く。)
<p>《随意契約(自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定に基づき議会の議決を要する契約を除く。)》 (契約締結後)</p> <p>a 見積書徴取業者名</p> <p>b 各見積者の各回の見積金額</p> <p>c 契約の相手方及びその選定理由</p> <p>d 契約金額</p> <p>e 予定価格(税を除く。)</p>	

(出典:「盛岡市市営建設工事等に係る入札及び契約の過程に関する事項等の公表について」より抜粋して加工)

3. 監査対象事業

(1) 監査対象事業の選定方法

監査対象事業については、令和元年度の一般会計における工事請負費の中から、落札率、入札参加者数、契約金額等を基準として検討した。その結果、一般競争入札による工事:48 事業、同じく一般競争入札だが総合評価落札方式を採用した工事:4 事業、指名競争入札による工事:3 事業、随意契約による工事:12 事業、工事の中で令和元年度において契約変更が行われた工事:19 事業を監査対象事業とした。

なお、随意契約による工事 12 事業については、契約手続や随意契約の妥当性及び合理性を中心に検証し、契約変更が行われた工事 19 事業については、契約変更にかかる手続の妥当性を中心に検証することとする。

(2) 監査対象事業

上記の基準により抽出した工事は以下の 86 事業である。

なお、「羽場湯沢地区水路改修その2工事(河川課)」「(下表の No.49 と 73)」と「榑北太田線街路築造及び宅地造成等工事(市街地整備課)」「(下表の No.52 と 83)」は、一般競争入札(総合評価落札方式)による工事として抽出したサンプルと契約変更事案として抽出したサンプルが重複しているため、同一事業であるが 2 事業としてカウントしている。

図表 13 監査対象事業

(単位:円)

No.	対象課	工事名	契約金額 (当初)
《一般競争入札》			
1	危機管理防災課	令和元年度盛岡市防災行政無線(同報系)整備工事	182,160,000
2	危機管理防災課	令和2年度盛岡市防災行政無線(同報系)整備工事	137,500,000
3	スポーツ推進課	つなぎ多目的運動場井水処理設備工事	18,370,000
4	廃棄物対策課	旧三ツ割清掃工場管理棟・車庫・廃棄物積替場解体工事	72,050,000
5	子ども青少年課	飯岡児童センター建設(建築主体)工事	113,960,000
6	子育てあんしん課	うえだ保育園園舎解体工事	16,005,000
7	経済企画課	都南勤労福祉会館大規模改修(機械設備)工事	52,800,000
8	経済企画課	都南勤労福祉会館大規模改修(建築主体)工事	124,190,000
9	ものづくり推進課	門前寺地区交流広場整備工事	32,935,100
10	新産業拠点形成推進事務局	道明地区新産業等用地(第一事業区)基盤整備工事	568,260,000

(単位:円)

No.	対象課	工事名	契約金額 (当初)
11	道路管理課	市道片岡橋東中野線片岡橋外1橋橋梁補修工事	30,800,000
12	道路管理課	市道上鹿妻48号線246-1号橋外1橋橋梁補修工事	35,200,000
13	道路管理課	市道長橋町3号線鹿島前橋橋梁補修工事	44,872,300
14	道路管理課	市道菖蒲田西線舗装新設改良工事	7,920,000
15	道路管理課	市道上太田53号線舗装二次改築工事	25,267,000
16	交通政策課	市道高松二丁目高松四丁目線自転車走行空間整備工事	12,870,000
17	道路建設課	梨木町上米内線(Ⅱ工区)街路築造その18工事	21,120,000
18	道路建設課	市道城西町天昌寺町線道路改良工事及び城西処理分 区第一工区污水管布設工事	35,530,000
19	道路建設課	市道南大橋明治橋線道路改良工事及び南大通三丁目 外地内配水管布設工事	113,850,000
20	道路建設課	市道みたけ4号線道路改良工事	71,258,000
21	道路建設課	市道津志田白沢線舗装工事	27,354,800
22	道路建設課	市道みたけ4号線歩道新設工事	21,780,000
23	道路建設課	市道西部線外1路線歩道新設工事	32,450,000
24	道路建設課	市道一の渡岩洞湖線道路改良その3工事	48,180,000
25	道路建設課	市道三本柳線道路改良工事及び配水管布設工事	93,390,000
26	建築住宅課	市営北厨川アパート11号館浴室改善工事その1	73,337,000
27	建築住宅課	市営北厨川アパート4号館改修(浴室改善・給水管改修) 工事	71,500,000
28	建築住宅課	市営青山三丁目アパート17号館解体工事	65,560,000
29	建築住宅課	(仮称)青山三丁目アパート新5号館建設(機械設備)工事	76,879,000
30	建築住宅課	市営北厨川アパート6号館改修(浴室改善・給水管改修・ 給水方式変更)工事	85,800,000
31	建築住宅課	市営青山二丁目アパート4号館解体工事その1	115,368,000
32	建築住宅課	(仮称)青山三丁目アパート新5号館建設(建築主体)工事	443,025,000
33	盛岡南整備課	都南中央第三地区土地区画整理事業整備その3工事	33,847,000
34	盛岡南整備課	都南中央第三地区土地区画整理事業整備その4工事	43,945,000
35	盛岡南整備課	市道向中野12号線道路改良工事	38,489,000
36	盛岡南整備課	道明地区区画道路外整備工事	78,914,000
37	市街地整備課	太田地区区画道路築造等工事	44,330,000
38	玉山総合事務所 産業振興課	岩洞生活改善センター大規模改修工事その1	33,000,000

(単位:円)

No.	対象課	工事名	契約金額 (当初)
39	玉山総合事務所 産業振興課	姫神地区振興センター大規模改修工事その2	31,845,000
40	玉山総合事務所 建設課	市道大の平線外1路線側溝改修工事	15,370,300
41	教育委員会総務課	盛岡市立月が丘小学校トイレ改修工事	34,650,000
42	教育委員会総務課	盛岡市立太田東小学校トイレ改修工事	38,500,000
43	教育委員会総務課	盛岡市立中野小学校トイレ改修工事その1	48,400,000
44	教育委員会総務課	盛岡市立大新小学校校舎大規模改修(機械設備)工事	218,900,000
45	教育委員会総務課	盛岡市立大新小学校校舎大規模改修(電気設備)工事	229,900,000
46	教育委員会総務課	盛岡市立大新小学校校舎大規模改修(建築主体)工事	1,162,150,000
47	中央公民館	中央公民館企画展示室大規模改修(建築主体・耐震補強)工事	98,780,000
48	市立高校	盛岡市立高校エアコン設置(機械設備)工事	41,800,000
《一般競争入札(総合評価落札方式)》			
49	河川課	羽場湯沢地区水路改修その2工事	45,430,000
50	建築住宅課	市営北厨川アパート5・7・8号館給水方式変更工事	64,350,000
51	公園みどり課	中央公園事業関連造成工事	18,575,700
52	市街地整備課	榊北太田線街路築造及び宅地造成等工事	109,230,000
《指名競争入札》			
53	道路管理課	市道内丸大沢川原一丁目線融雪設備設置その2工事	7,480,000
54	河川課	普通河川沢口川河川改修その2工事	25,630,000
55	市立高校	盛岡市立高校エアコン設置(電気設備)工事その2	26,978,600
《随意契約》			
56	危機管理防災課	令和元年度盛岡市防災行政無線(同報系)整備工事(その2)	19,250,000
57	クリーンセンター	クリーンセンターボイラー及び脱気器給水ポンプ改修工事	6,930,000
58	クリーンセンター	クリーンセンター焼却設備改修工事	127,050,000
59	建築住宅課	市営仙北西アパート8・9号館給水管改善工事	28,050,000
60	玉山総合事務所 建設課	市道大台線災害復旧その2工事	9,680,000
61	教育委員会総務課	盛岡市立小学校, 中学校及び幼稚園空調設備設置工事(区分2)その1	446,309,600
62	教育委員会総務課	盛岡市立小学校, 中学校及び幼稚園空調設備設置工事(区分2)その2	304,700,000

(単位:円)

No.	対象課	工事名	契約金額 (当初)
63	教育委員会総務課	盛岡市立小学校, 中学校及び幼稚園空調設備設置工事 (区分2)その5	33,858,000
64	教育委員会総務課	盛岡市立小学校, 中学校及び幼稚園空調設備設置工事 (区分1)その5	69,058,000
65	教育委員会総務課	盛岡市立小学校, 中学校及び幼稚園空調設備設置工事 (区分1)その10	127,892,600
66	教育委員会総務課	盛岡市立小学校, 中学校及び幼稚園空調設備設置工事 (区分1)その8	79,288,000
67	中央公民館	中央公民館消防用水設置工事	9,130,000
《契約変更》			
68	廃棄物対策課	盛岡市最終処分場第一区画被覆工事及び第二区画仮 排水路設置工事	97,902,000
69	道路管理課	市道肴町12号線毘沙門橋橋梁補修工事	64,476,000
70	道路管理課	市道上太田53号線舗装二次改築工事	25,267,000
71	道路建設課	市道東中野門線道路改良工事	64,526,000
72	道路建設課	市道繫26号線外2路線道路改良工事	97,416,000
73	河川課	羽場湯沢地区水路改修その2工事	45,430,000
74	河川課	普通河川館沢川沈砂池設置工事	105,838,920
75	建築住宅課	市営北厨川アパート7・10号館外壁屋根等改修工事	106,370,000
76	建築住宅課	市営前九年アパート3号館大規模計画改修工事	42,768,000
77	建築住宅課	市営北厨川アパート8・9号館外壁屋根等改修工事	76,464,000
78	建築住宅課	市営青山二丁目アパート5・6号館外壁屋根等改修工事	66,960,000
79	盛岡南整備課	道明地区都市計画道路西仙北北川線外整備工事	58,575,000
80	盛岡南整備課	道明地区区画道路外整備工事	78,914,000
81	盛岡南整備課	都市計画道路岩手飯岡駅三本柳線外整備工事	44,820,000
82	市街地整備課	中太田新田下川原線外街路築造及び宅地造成等工事	71,687,000
83	市街地整備課	榊北太田線街路築造及び宅地造成等工事(上期)	99,360,000
84	市街地整備課	榊北太田線街路築造及び宅地造成等工事(下期)	109,230,000
85	中央公民館	中央公民館複合化・大規模改修(機械設備)工事	529,200,000
86	中央公民館	中央公民館複合化・大規模改修(建築主体)工事	548,316,000

第4章 外部監査の結果及び意見－総論－

1. 監査の結果及び意見の総括

令和2年度盛岡市包括外部監査における特定の事件(監査テーマ)は、「入札・契約事務について」とした。包括外部監査人は、この特定の事件について、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。その結果及び意見の総括は、以下のとおりである。

また、本章『**2. 監査の結果及び意見のまとめ**』に事業ごとの監査の結果及び意見の要約を一覧形式でまとめ、続く『**第5章 外部監査の結果及び意見－各論－**』において、事業ごとの監査の結果及び意見の詳細な内容を記載している。

※【監査の結果】

【監査の結果】は、今後、市において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【監査の結果】として記載している。

※【意見】

【意見】は【監査の結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。

『**第5章 外部監査の結果及び意見－各論－**』に記載している個々の事業にかかる結果及び意見は、当該事業についての措置は当然求められるが、工事の入札そのものの根幹に関わる問題については他の事業においても当てはまるものが少なくない。そのような場合には、一つの事業に対する結果及び意見であっても、市が積極的に他の事業に当てはまるかどうかを検討し、適切に対応することを要望する。本章『**第4章 外部監査の結果及び意見－総論－**』は、そのような場合の検討の一助とするために記載するものである。

(1) 事業者が受注しやすい環境づくり

次の表は、平成 28 年度から令和元年度における盛岡市の工事入札等の結果について不調(入札に参加する事業者がいなかったために開札されず、落札者が決まらない状態)や不落(入札はあるものの、いずれの入札額も発注者が定めた予定価格を上回っている等の理由により落札者が決まらない状態)の観点からまとめたものである。

図表 14 工事入札等結果状況

H28 年度	実施件数 a	不調・不落件数					発生率 g=f/a
		不調 b	不調 発生率 c=b/a	不落 d	不落 発生率 e=d/a	不調・不 落計 F=b+d	
4月	3	0	0%	0	0%	0	0%
5月	21	5	24%	1	5%	6	<u>29%</u>
6月	41	1	2%	0	0%	1	2%
7月	28	2	7%	1	4%	3	11%
8月	34	7	21%	3	9%	10	<u>29%</u>
9月	46	6	13%	7	15%	13	<u>28%</u>
10月	57	8	14%	7	12%	15	<u>26%</u>
11月	27	6	22%	2	7%	8	<u>30%</u>
12月	23	5	22%	3	13%	8	<u>35%</u>
1月	16	3	19%	1	6%	4	<u>25%</u>
2月	6	0	0%	1	17%	1	17%
3月	22	1	5%	0	0%	1	5%
合計	324	44	14%	26	8%	70	22%

H29 年度	実施件数 a	不調・不落件数					発生率 g=f/a
		不調 b	不調 発生率 c=b/a	不落 d	不落 発生率 e=d/a	不調・不 落計 F=b+d	
4月	6	0	0%	1	17%	1	17%
5月	16	2	13%	1	6%	3	19%
6月	30	0	0%	3	10%	3	10%
7月	52	3	6%	7	13%	10	19%
8月	21	5	24%	1	5%	6	<u>29%</u>
9月	42	2	5%	9	21%	11	<u>26%</u>
10月	67	13	19%	9	13%	22	<u>33%</u>
11月	31	7	23%	5	16%	12	<u>39%</u>
12月	25	7	28%	5	20%	12	<u>48%</u>
1月	8	2	25%	2	25%	4	<u>50%</u>
2月	8	1	13%	2	25%	3	<u>38%</u>
3月	24	2	8%	2	8%	4	17%
合計	330	44	13%	47	14%	91	28%

H30 年度	実施件数 a	不調・不落件数					発生率 g=f/a
		不調 b	不調 発生率 c=b/a	不落 d	不落 発生率 e=d/a	不調・不 落計 F=b+d	
4月	9	1	11%	0	0%	1	11%
5月	16	1	6%	0	0%	1	6%
6月	43	2	5%	2	5%	4	9%
7月	52	8	15%	2	4%	10	19%
8月	35	6	17%	5	14%	11	31%
9月	34	12	35%	4	12%	16	47%
10月	58	22	38%	5	9%	27	47%
11月	44	21	48%	7	16%	28	64%
12月	25	6	24%	3	12%	9	36%
1月	4	0	0%	0	0%	0	0%
2月	8	2	25%	0	0%	2	25%
3月	28	1	4%	3	11%	4	14%
合計	356	82	23%	31	9%	113	32%

R1 年度	実施件数 a	不調・不落件数					発生率 g=f/a
		不調 b	不調 発生率 c=b/a	不落 d	不落 発生率 e=d/a	不調・不 落計 F=b+d	
4月	1	0	0%	1	100%	1	100%
5月	26	1	4%	2	8%	3	12%
6月	34	3	9%	2	6%	5	15%
7月	75	11	15%	7	9%	18	24%
8月	24	0	0%	5	21%	5	21%
9月	79	16	20%	11	14%	27	34%
10月	27	3	11%	3	11%	6	22%
11月	18	3	22%	6	33%	10	56%
12月	23	2	9%	0	0%	2	9%
1月	3	0	0%	1	33%	1	33%
2月	5	2	33%	1	17%	3	50%
3月	28	2	7%	2	7%	4	14%
合計	344	44	13%	41	12%	85	25%

① 発注時期について

いずれの年度においても8月から11月の4ヶ月間は不調・不落の発生率が20%を超えている。したがって、この結果のみを判断材料にすると、市における工事の入札はこの4ヶ月間以外の時期に実行すればよいといえそうだが、これは簡単には実現できない。

例えば、今回の監査対象事業の中には次のような事案が見られた。

一つは、財源に国や県からの補助金や交付金が入るものである。これらについては、その決定を待って設計を行うケースがあり、この場合年度当初の入札の実施や

前年度における債務負担行為の設定が難しく、やはり年度の後半に入札を行うことが多くなる。また、工事の用地取得に不測の出来事が発生したことにより、入札時期が遅れたケースや他の関連する工事と同時に施工する関係上、繰越明許費が設定できず、入札の実施時期に余裕がなくなった事案なども見られた。

市では、内部向けの通知として『工事発注の平準化について(通知)』を令和元年11月18日付で発出している。内容としては、工事発注時期の平準化のために繰越明許費を活用していくというものである。この通知は監査対象年度の後半に発出したものであるため、現時点でその効果を確認することは難しいが、今後活用がすすむことが期待できると考えている。

② 柔軟な工期の設定

不調・不落が多くなる原因は、発注時期の問題だけではなく、工期の問題もある。いくら入札の時期を早めても、受注者は自社の人材、資材、機材等が工期中に効率的に活用できるか計算し、できないと判断すれば応札しない可能性がある。不調・不落を減らすには、発注者がこのような受注者のリソース上の制約を斟酌し、発注者が許容できる範囲で融通を利かすことも必要である。

このことについては、受注者が工事開始日を一定範囲の任意の日とすることができる余裕期間を設定することが考えられる。この制度は盛岡市にも定め(「余裕期間(建築工事関係)」の設定についての運用基準)があるが、今回の監査対象事業では、余裕期間の設定が行われている事案はほとんど見られなかった。

市が余裕期間を設定しなかった事案では、工事内容や工事体制の必要性から不要と判断したケースや特殊な資機材を要しないことから特別な準備期間は必要ないと判断したケースなどがあつた。このように、現状の運用は、受注者が任意で工事開始日を選択できるための制度とはなっておらず、したがって特異な工事でない限り余裕期間の設定は行っていない。今後は、この余裕期間についても、受注者が工事開始日を一定範囲の任意の日とすることができる、いわゆる任意着手型の余裕期間の設定を検討し、工期の設定や施工の時期の選択を柔軟にすることが望まれる。

(「余裕期間(建築工事関係)」の設定についての運用基準)

このことについて、平成29年1月23日付け岩手県県土整備部建設技術振興課総括課長通知(建技第3-35号)により、下記のとおり取り扱うこととします。

1 余裕期間の設定

実工期の30%を超えず、かつ、4か月(120日間)を超えない範囲内で余裕期間を設定し、工事の始期日(以下「工事開始日」という。)を指定することができるものとする。

2 対象工事

(1) 盛岡市及び盛岡市上下水道局が所管する建設工事(建築・電気設備・機械設備)

(2) 平成 29 年 3 月 1 日以降入札公告に付する工事

3 用語の定義

(1) 全体工期

余裕期間と実工期の合計で、契約上の始期日と終期日を示す期間のこと。

(2) 余裕期間

労働者の確保や資機材の調達準備(現場搬入は不可)を行う期間のこと。

(契約上の始期日から工事開始日の前日までの期間)

(3) 実工期

実際に工事を施工するために必要な期間のこと(準備期間と後片付け期間を含む。)

(工事開始日から契約上の終期日までの期間)

4 工事開始日の変更

(1) 当初契約締結後、受発注者協議(受発注者双方の理由による場合)により、余裕期間を短縮して工事開始日を変更し早めることができるものとする。

(2) 当初契約締結後、受発注者協議(発注者の理由に限る)により、余裕期間を延長して工事開始日を変更し遅らせることができるものとする。なお、工事開始日を遅らせる場合も、変更後の余裕期間は実工期の 30%を超えず、かつ、4か月(120 日間)を超えない範囲内とする。

(以下、略)

③ 中長期的な発注見通しの公表

『第3章 監査対象の基本的事項 2. 盛岡市における入札制度への取組 (4) 入札にかかる情報開示』に記載したとおり、市営建設工事に係る入札・契約手続の透明性の確保と公正な競争の促進に資するため、盛岡市では市営建設工事の発注の見通しに関する事項を公表している。

(盛岡市市営建設工事の発注の見通しに関する事項の公表について(一部))

1 公表の対象とする工事

予定価格が 130 万円を超えると見込まれる市営建設工事(公共の安全と秩序の維持に密接に関連する市営建設工事であって、市の行為を秘密にする必要があるものを除く。)

2 公表の内容

(1) 当該年度に発注することが見込まれる市営建設工事に係る次に掲げるもの見通しに関する事項

ア 工事の名称, 場所, 期間, 種別及び概要

イ 入札及び契約の方法

ウ 入札を行う時期(随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期)

(2) (1) の規定により公表した発注の見通しに関する事項に変更がある場合における変

更後の発注の見通しに関する事項

3 公表の時期

2(1) に掲げる事項にあつては毎年度、4月1日(当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日)以後遅滞なく、2(2)に掲げる事項にあつては毎年度、10月1日以後遅滞なく公表するものとする。

(以下、略)

一方、令和元年10月18日に働き方改革の推進、生産性の向上、災害時の緊急対応の充実強化を図るため、公共工事の発注者等が新たに講ずべき措置を盛り込んだ「品確法基本方針」及び「入契法適正化指針」の一部変更が閣議決定されている。その中では、施工時期の平準化の推進として、繰越明許費・債務負担行為の活用とともに、中長期的な発注見通しの作成・公表が謳われている。

この中長期的な発注見通しの作成・公表は、現状、盛岡市では採用されていないが、事業者が主体的に受注計画を立てるのに非常に有効である。現行の発注見通しは当該年度の受注計画には役立つが、事業者が特に人的リソースを確保するには年度のタイムスケールでは足りない。したがって、事業者が人を雇い、必要な研修を経て、経験を積ませるのには最低でも2、3年はかかることに配慮し、向こう3年程度の受注計画を各発注課で作成・公表することは検討に値すると考える。

④ 総合評価落札方式のさらなる活用

『第3章 監査対象の基本的事項 2. 盛岡市における入札制度への取組 (2) 入札方式の多様化』に記載したとおり、盛岡市では平成20年7月から総合評価落札方式を導入している。

令和元年度に実施された工事の入札で総合評価落札方式によって契約に至った工事の実績は次のとおりであった。

図表 15 令和元年度一般競争入札（総合評価落札方式）の実績

工事名	工事種別	契約金額	発注課
中太田新田下川原線外街路築造及び宅地造成等工事	土木一式	71,687,000	市街地整備課
都南中央第三地区外生活環境整備工事及び都南中央第三地区配水管布設工事	土木一式	50,050,000	盛岡南整備課
市営北厨川アパート5・7・8号館給水方式変更工事	管	64,350,000	建築住宅課
榊北太田線街路築造及び宅地造成等工事	土木一式	109,230,000	市街地整備課
新川第二排水区函渠設置工事	土木一式	20,810,900	下水道整備課

工事名	工事種別	契約金額	発注課
舟田処理分区第一工区污水管建設その1, その2工事	土木一式	73,260,000	下水道整備課
市道舟田西4号線道路改良工事	土木一式	26,070,000	玉山・建設課
羽場湯沢地区水路改修その2工事	土木一式	45,430,000	河川課
市営前九年アパート3号館大規模計画改修工事	建築一式	42,768,000	建築住宅課
太田地区区画道路築造及び宅地造成等工事	土木一式	59,180,000	市街地整備課
太田3号街区公園整備工事	土木一式	18,873,800	公園みどり課
武道処理分区第一工区污水管布設工事	土木一式	26,840,000	下水道整備課
中央公園事業関連造成工事	土木一式	18,751,700	公園みどり課

(出典:「発注方式別工事一覧表」より監査人が作成。)

上記のとおり、令和元年度における総合評価落札方式の契約実績は件数としては13件であった。令和元年度における通常の一般競争入札による件数は、契約金額が130万円以上のものが198件であったことから、それと比べると1割にも満たない件数である。

総合評価落札方式は、通常の入札に比べると市及び事業者双方にとって事務作業が多くなってしまおうという先入観があるが、本来は価格競争方式(通常の入札)において競争参加資格を確認する際、事業者に求めている企業の施工実績や工事成績等の情報を活用して落札者を選定するため、基本的な入札関係事務の流れは価格競争方式の場合と大きな違いはなく、手続きを進める上で過重な事務量が発生することはないと考えられる。

一方で、総合評価落札方式には次のようなメリットがある。

- i 価格と品質が総合的に優れた調達により、優良な社会資本整備を行うことができる。
- ii 必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することにより、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除ができる。
- iii 技術的能力を審査することにより、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献する。
- iv 価格と品質の二つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が見込める。

- v 総合評価方式の活用により、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能となり、一般競争入札の導入・拡大を進めやすくなることから透明性の確保が図れ、納税者の理解を促進する。

(出典：地方公共団体向け総合評価実施マニュアル 改訂版 国土交通省)

このように総合評価落札方式には様々なメリットがある。

具体例として考えられるのが、総合評価落札方式には低入札価格調査制度が適用されることから、最低制限価格よりわずかに低い金額での応札による失格が防げることや最低制限価格と同額の応札が集中した際のくじ引きによる落札者の決定を回避できるなどがある。

また、総合評価落札方式における評価基準には地域への貢献度という項目を設けることができる。これにより真の意味で地域に貢献する事業者を評価することができ、画一的な地域要件に固執する必要がなくなる。

そして、最も大きなメリットが、価格と品質を総合的に判断材料にできるため、市の社会資本整備に役立つ事業者が選別されていくことである。

市にあっては、総合評価落札方式による一般競争入札をもっと増やすように努められたい。

⑤ 事業者が受注しやすい環境づくり

盛岡市における不調・不落の最大の原因は、工事を担う事業者の不足にあることは市においても認識しているところである。したがって、将来の盛岡市における工事の担い手を育成することは喫緊の課題であり、そのためには事業者である企業に若者が就職してくれるようにするための配慮が市にも求められている。

上述した「品確法基本方針」及び「入契法適正化指針」においては、働き方改革への対応に関係して、長時間労働の是正や処遇改善を促す項目が記載されており、市においてもこのような観点からの対応は急務である。

特に、今回監査対象とした工事においては、週休 2 日モデル工事が採用されたものは見られなかった。市によれば、現在のところ、この制度は採用していないとのことであり、今後、他団体や事業者の実績等を見ながら判断していくとしている。確かに、特記仕様書に記載されている「週休 2 日モデル工事」の概要²を見ると、果たして事業者が魅力を感じるものであるかどうかは検討してからの導入が望ましいであろう。しかし、いずれにせよ、事業者である企業に勤める従業員の休日等を考慮し、また同時に工事の準備期間や天候等を考慮した働く人の立場を考えた工期の設定は必要である。

² 特記仕様書に項目の記載はあるが、採用はされていない。

また、最後に、事業者の立場にたって入札を行う際の配慮として今回の監査で見られた例を挙げる。

以下は、『**盛岡市立月が丘小学校トイレ改修工事**』及び『**盛岡市立太田東小学校トイレ改修工事**』の工事に関する意見として記載したものである。

この 2 つの工事は、公告開始日及び入札日時が同一であり、開札日時だけは時間をわずかにずらしてあった。そして、両工事の入札には A 社及び B 社が参加しており、それぞれ不落になった入札も乗り越えて、結果的には月が丘小学校は A 社が、太田東小学校は B 社が落札した。

しかし、業務のボリュームと自社のリソースを天秤に掛け、どちらの工事でもよいが、どちらか一方だけ受注したい事業者にとっては、どちらの工事の入札に参加するかの判断は難しいと思われる。この点、入札日時が同時でなければ、先の入札を落とせなかった場合に、後の入札にチャレンジできることから、このような事業者にとっては入札に参加しやすいこととなる。

市には、今後、このようなジレンマに陥るかもしれない事業者の心情をも酌んで入札事務を行っていただきたい。

⑥ 盛岡市の現状の取り組み

令般の監査対象年度は令和元年度である。したがって、その元になるデータや事実は令和元年度までものとなっている。一方、市では監査実施年度である令和2年度においても入札事務の改正を続けており、その中には不調や不落の減少に貢献しているものがあるため、そのような市の取り組みについてここで触れておくこととする。

令和元年 6 月 12 日に建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律が公布されたが、それを受けて、令和 2 年 10 月、市の「建設工事の技術者制度について」の一部を改正している。

(建設工事の技術者制度について(一部))

5 技術者の現場専任制度(法第 26 条第3項)

公共性のある工作物に関する重要な工事で、請負代金の額が 3,500 万円(建築一式工事の場合は 7,000 万円)以上のものについては、当該工事に置く主任(監理)技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければなりません。工事の安全かつ適正な施工を確保するために、工事現場が稼働中であるときは、原則として主任(監理)技術者に当該工事現場への専任を求める制度で、元請、下請にかかわらず適用されます。ただし、監理技術者にあつては、元

請の特定建設業者が当該監理技術者の行うべき法第 26 条の4第1項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し法第 15 条第2号イ、ロ、又はハに該当する者に準ずる者として、法施行令第 28 条で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りではありません。この場合、当該監理技術者は2件の工事を兼務可能とします。

下線の部分が改正箇所である。これにより、工事の監理技術者は一定の条件下、2件の工事を掛け持ちできるようになったため、一つの事業者が受注できる仕事量が増加することとなった。

(建設工事の技術者制度について(一部))

7 下請負人の主任技術者の配置が免除される特定専門工事について(法施行令 30 条)
特定専門工事の元請負人が1年以上の指導監督的な実務経験を持つ主任技術者を専任で配置する場合、下請負人は主任技術者の配置を不要とします。ただし、主任技術者を置かない下請負人はさらなる下請契約(再下請)はできません。なお、対象となる特定専門工事は、下請代金の合計額が 3,500 万円未満となる次の建設工事です。
・大工工事又はとび・土工・コンクリート工事のうち、コンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事
・鉄筋工事

特定専門工事の元請負人が1年以上の指導監督的な実務経験を持つ主任技術者を専任で配置する場合、下請負人は主任技術者の配置を不要とした。これは、下請事業者について少ない人員でも工事が行えるように規制が緩和されたものである。これも事業者の受注量増加に貢献することが期待されるものである。

(2) 契約変更の理由について

工事は様々な目的物について設計を行っており、その時々が多様な自然条件や施工条件の下で実施されている。したがって、当初契約時に明示された事項と現場条件が一致しないことも少なくない。そして、その場合には速やかに設計図書を変更し、必要に応じて工期の変更や契約金額の変更を行うこととなる。

今回の監査では、契約変更した工事案件について、その契約変更手続が適正に行われているかを検証した。

その結果、契約変更の手続面において適正でない事案は認められなかったが、変更の原因事実について市が十分な注意を払っていたかという点に疑問を持つ事案が複数見受けられた。以下はその要旨である。

『市道内丸大沢川原一丁目線融雪設備設置その3工事』における変更は、工事が公園の樹木に及ぼす影響を考え舗装面積を縮小したことによるものである。

本事業は、施工の段階になって樹木の管理者である公園みどり課から、他の路線において過去に道路建設課が樹木の根の処理を行ったものが現在枯れている事例を提示され、樹木周辺の舗装を外して施工するよう求められたものである。

今後は、樹木等の環境への配慮について関係部署との協議も念頭においた設計を行うなどして、無駄な事務を省き、事業者の負担を減らすようにしなければならない。

『市道着町 12 号線毘沙門橋橋梁補修工事』は、当初の契約から 4 回にわたり内容の変更が行われた。その主な理由は、老朽化部分の補修を要する箇所が発見されたことにより、当初設計になかった河川区域内への足場の設置や、工事用搬入出路を設けるための河川占用を申請した際、国土交通省から従来の資料の他に過去の水位データを含めた詳細な根拠資料等の提出を求められ、追加資料収集や整理・作成に不測の時間を要することになったためである。

その結果、これらの一連の事象により工期が約 4 ヶ月遅れることとなった。事前の現場調査や関係機関との協議を十分に行うと同時に、関係機関に対し迅速に資料を提出できる管理体制を整える必要がある。

『都市計画道路岩手飯岡駅三本柳線外整備工事』では、工事の施工段階で、歩道部の表層工実施箇所について、既設マンホール(汚水)の高さを調整する必要があることが判明し、別途、人孔改築工事を発注し対応することに伴い、施工できない期間が生じたことから工期が約 1 ヶ月遅れている。

これは、受注者が工事の進捗に合わせ、都度現地調査を実施し、監督員に立会確認を実施しているため、直前になるまで気づかなかったことが主要因である。そのため、発注前に全体工程を通じた現地調査を実施し、十分な対応ができていれば工期を変更する必要がなかったものと考えられる。よって、工事の監督員を含め、事前に十分な協議を行い、対応策を具体的に策定しておくべきである。

このように契約変更が行われている事案の中には、設計前の準備や関係者との協議が疎かであったことが原因で後の契約変更に繋がっているケースが見られる。特に、現地調査については、工事ごとに実施の必要性を検討すべきある。それによって、契約変更にかかる無駄な事務を減らし、受注者等の関係者の負担を減らすようにしなければならない。

(3) 設計にかかるチェックの状況について

市における工事の設計は発注課が行っているが、その後、契約検査課での審査を受けることになっている。この審査の際、修正点等があった場合には、発注課に対して指摘事項通知書が送付され、発注課においてはこれをもとに設計図書を修正し、再度契約検査課の審査を受けることになる。

今回、監査対象として抽出した工事案件は、一般競争入札(総合評価落札方式を含む。)及び指名競争入札が 55 件であったが、そのうち 5 件について 2 回以上³にわたって指摘事項通知書が発され、発注課において設計の修正が行われていた。

市では、設計図書作成について、平成 24 年度より全技術職員研修会を年に 2 回開催するほか各課係長級職員からなる担当者会議においても適正な設計書の作成について課を超えた情報の共有を図っている。他方、適正な設計書の作成は各課単位での技術的基礎の蓄積が基盤となるため、引き続き、各課技術者のスキルの維持向上と課内チェックを入念に行う必要がある。

³ 今回の監査では、1 度だけ指摘事項通知書が発行された事案については何ら監査上の指摘を行っていないが相当な件数見受けられた。

2. 監査の結果及び意見のまとめ

監査の結果及び意見の一覧は次のとおりである。結果が 8 項目、意見が 27 項目あり、合わせて 35 項目である。

<結果及び意見の要約一覧表>

事業名/項目	区分	現状の問題点	解決の方向性
1. 令和元年度盛岡市防災行政無線（同報系）整備工事（危機管理防災課）			
設計の精度向上について	結果 1	契約検査課での審査を受けて修正点があった場合、発注課に指摘事項通知書が送られ、修正の上、再度審査を受けることになる。本事業では、それが 2 度も指摘され修正を行っている。	適正な設計書の作成は各課単位での技術的基礎の蓄積が基盤となるため、引き続き、各課技術者のスキルの維持向上と課内チェックを入念に行う必要がある。
2. 令和2年度盛岡市防災行政無線（同報系）整備工事（危機管理防災課）			
入札参加者数について	意見 1	本事業における入札参加者は 1 者であった。これは使用可能な機器のメーカーが限定されたことにより、参加可能な事業者が少数になったと見込まれるとのためであった。	発注前から「入札参加者が少数になることが予想され」、かつ「取扱業者が限られる」ことが推定できているのであれば、特に事業者の都合に留意し、事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討すべきである。
3. つなぎ多目的運動場井水処理設備工事（スポーツ推進課）			
入札参加者数について	意見 2	本事業における入札参加者は 1 者しかいなかったが、事情がある場合などに認められる例外規定により入札が執行されたものである。	発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には、特に事業者の都合に留意し、事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討していただきたい。
4. 盛岡市最終処分場第一区画被覆工事及び第二区画仮排水路設置工事（廃棄物対策課）			
設計にかかるチェックの状況について	結果 2	契約検査課での審査を受けて修正点があった場合、発注課に指摘事項通知書が送られ、修正の上、再度審査を受けることになる。本事業では、それが 2 度も指摘され修正を行っている。	適正な設計書の作成は各課単位での技術的基礎の蓄積が基盤となるため、引き続き、各課技術者のスキルの維持向上と課内チェックを入念に行う必要がある。
5. うえだ保育園園舎解体工事（子育てあんしん課）			
設計図書の審査プロセスの書類の不備に	意見 3	本事業における契約検査課の審査にあっては、「指摘事項通知書」及び「再審査結果表」に日付が記載さ	不備事項の発見、修正、再審査のプロセスが適切な時系列で把握できるように、審査プロセスにおいては、「指

事業名/項目	区分	現状の問題点	解決の方向性
ついて		れておらず、これらの通知が正規に実施されたとは認められない状況であった。	摘事項通知書」及び「再審査結果表」を正式に作成すべきである。
6. 市道上鹿妻 48 号線 246-1 号橋外 1 橋橋梁補修工事 (道路管理課)			
設計にかかるチェックの状況について	結果 3	契約検査課での審査を受けて修正点があった場合、発注課に指摘事項通知書が送られ、修正の上、再度審査を受けることになる。本事業では、それが 2 度も指摘され修正を行っている。	適正な設計書の作成は各課単位での技術的基礎の蓄積が基盤となるため、引き続き、各課技術者のスキルの維持向上と課内チェックを入念に行う必要がある。
契約変更への対応について	意見 4	当初交換を予定していた支承が、現地確認において交換不要と判断され、契約金額が減額されている。将来的な対応のためにも、支承の交換が不要になった詳細な理由を書面で残しておく必要があると考えられるが、市は請負業者から書面等での受領はしていない。	原因追及ができる体制を整えておくためにも、請負業者から契約変更の重要な内容について文書で受領しておくべきである。
7. 市道着町 12 号線毘沙門橋橋梁補修工事 (道路管理課)			
事前の現場精査や管理体制が不十分だったことによる工期の延長	結果 4	当初の契約から 4 回にわたり内容の変更が行われている。	事前の現場調査や関係機関との協議を十分に行い、補修箇所を事前に網羅的に発見できるよう努めるとともに、あらゆる事態を想定し、関係機関に対し迅速に根拠資料を提出できる管理体制を整えるべきである。
8. 市道内丸大沢川原一丁目線融雪設備設置その 2 工事 (道路管理課)			
設計段階における十分な調査と協議について	結果 5	施工の段階になって樹木の管理者である公園みどり課と協議した結果、当初、工事の影響範囲として施工を予定していた歩道内の樹木周辺の舗装については、撤去新設を取りやめることとし、舗装面積の減となってしまった。	今後は、樹木等の環境への配慮について関係部署との協議も念頭においた設計を行うなどして、無駄な事務を省き、事業者の負担を減らすようにしなければならない。
9. 市道南大橋明治橋線道路改良工事及び南大通三丁目外地内配水管布設工事 (道路建設課)			
入札参加者数について	意見 5	本事業における入札参加者は 1 者しかいなかったが、事情がある場合などに認められる例外規定により入札が執行されたものである。	発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には、特に事業者の都合に留意し、事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討していただきたい。

事業名/項目	区分	現状の問題点	解決の方向性
10. 市道みたけ4号線歩道新設工事（道路建設課）			
入札参加者数について	意見 6	本事業における入札について、過去2回は応札者がなく、3回目で1者入札となったものである。	応札しやすくするために、当初から施工範囲を縮小して発注する、あるいは、負担感により不調不落の可能性が高まるのであれば、特に事業者の都合に留意し、事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法も検討すべきである。
11. 市道三本柳線道路改良工事及び配水管布設工事（道路建設課）			
入札参加者数について	意見 7	本事業における入札参加者は1者しかいなかったが、事情がある場合などに認められる例外規定により入札が執行されたものである。	発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には、特に事業者の都合に留意し、事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討していただきたい。
12. 市道東中野門線道路改良工事（道路建設課）			
設計にかかるチェックの状況について	結果 6	本事業では、契約検査課による確認事項がA4の用紙4ページにわたり、設計図書全体を見直すよう指摘されている。	適正な設計書の作成は各課単位での技術的基礎の蓄積が基盤となるため、引き続き、各課技術者のスキルの維持向上と課内チェックを入念に行う必要がある。
13. 普通河川館沢川沈砂池設置工事（河川課）			
繰り越しの議会承認の前倒しについて	意見 8	繰越承認が得られていれば、工期を一旦3月31日まで延長する必要はなく、1回の契約変更で8月9日まで工期を延長することができた。契約事務の効率性の観点からは、同じ理由による工期の変更は一度の契約変更で済ませるべきである。	例年3月定例会で行っている繰り越しの議会承認を、12月定例会に前倒しすることを検討すべきである。
14. 市営北厨川アパート5・7・8号館給水方式変更工事（建築住宅課）			
入札参加者数について	意見 9	本事業における入札参加者は1者しかいなかったが、事情がある場合などに認められる例外規定により入札が執行されたものである。	発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には、特に事業者の都合に留意し、事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討していただきたい。
設計にかかるチェックの状況について	結果 7	契約検査課での審査を受けて修正点があった場合、発注課に指摘事項通知書が送られ、修正の上、再度審査を受けることになる。本事業	適正な設計書の作成は各課単位での技術的基礎の蓄積が基盤となるため、引き続き、各課技術者のスキルの維持向上と課内チェックを入念に行

事業名/項目	区分	現状の問題点	解決の方向性
		では、それが 2 度も指摘され修正を行っている。	う必要がある。
15. 市営北厨川アパート 11 号館浴室改善工事その 1 (建築住宅課)			
入札参加者数について	意見 10	本事業における入札参加者は 1 者しかいなかったが、事情がある場合などに認められる例外規定により入札が執行されたものである。	発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には、特に事業者の都合に留意し、事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討していただきたい。
16. 市営北厨川アパート 4 号館改修 (浴室改善・給水管改修) 工事 (建築住宅課)			
入札参加者数について	意見 11	本事業における入札参加者は 1 者しかいなかったが、事情がある場合などに認められる例外規定により入札が執行されたものである。	発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には、特に事業者の都合に留意し、事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討していただきたい。
17. (仮称) 青山三丁目アパート新 5 号館建設 (機械設備) 工事 (建築住宅課)			
入札参加者数について	意見 12	本事業における入札参加者は 1 者しかいなかったが、事情がある場合などに認められる例外規定により入札が執行されたものである。	発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には、特に事業者の都合に留意し、事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討していただきたい。
18. 都市計画道路岩手飯岡駅三本柳線外整備工事 (盛岡南整備課)			
発注前の十分な現地調査の実施について	結果 8	本事業を進めていく段階で、施工できない期間が生じたことから工期が約 1 ヶ月遅れている。発注前に全体工程を通じた現地調査を実施し、十分な対応ができていれば工期を変更する必要がなかったものと考えられる。	工事の監督員を含め、事前に十分な協議を行い、対応策を具体的に策定しておくべきである。
19. 榊北太田線街路築造及び宅地造成等工事 (上期) (市街地整備課)			
河川協議の範囲について	意見 13	本事業は、工期の延長を 3 回行っている。	今後同様の事案が出てきた場合には、今回の事例を踏まえ、必要以上の時間がかかることのないよう、河川協議の対象とすべき範囲について留意すべきである。

事業名/項目	区分	現状の問題点	解決の方向性
20. 榊北太田線街路築造及び宅地造成等工事（下期）（市街地整備課）			
繰り越しの議会承認の前倒しについて	意見 14	繰越承認が得られていれば、工期を一旦3月31日まで延長する必要はなく、1回の契約変更で6月12日まで工期を延長することができた。契約事務の効率性の観点からは、同じ理由による工期の変更は一度の契約変更で済ませるべきである。	例年3月定例会で行っている繰り越しの議会承認を、12月定例会に前倒しすることを検討すべきである。
21. 盛岡市立中野小学校トイレ改修工事その1（教育委員会総務課）			
入札参加者数について	意見 15	本事業は、不調・不落対策及び競争性を高めるため、「乙」まで入札参加資格を拡大している。しかし、結果として入札参加者は1者しかいなかった。	発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には、特に事業者の都合に留意し、事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討していただきたい。
発注時期の見直しについて	意見 16	学校運営に可能な限り支障が生じないようにするためには、夏休み期間中を利用して工事を行うことが効果的であるが、夏休み期間中を利用して工事を行っているのは、盛岡市立本宮小学校トイレ改修工事のみであった。	本年度は、臨時特例交付金を財源とした空調設備設置工事があったこともあり、発注時期の調整等が困難であったと思われるが、今後は、学校運営に支障が生じないように夏休み期間中に工事が実施できるよう、発注時期を早期化するなど見直すべきである。
22. 盛岡市立月が丘小学校トイレ改修工事（教育委員会総務課）			
発注時期の見直しについて	意見 17	学校運営に可能な限り支障が生じないようにするためには、夏休み期間中を利用して工事を行うことが効果的であるが、夏休み期間中を利用して工事を行っているのは、盛岡市立本宮小学校トイレ改修工事のみであった。	本年度は、臨時特例交付金を財源とした空調設備設置工事があったこともあり、発注時期の調整等が困難であったと思われるが、今後は、学校運営に支障が生じないように夏休み期間中に工事が実施できるよう、発注時期を早期化するなど見直すべきである。
入札参加者数について	意見 18	本事業における入札参加者は3者であったが、他の類似工事では、不調・不落対策及び競争性を高めるため、「乙」まで入札参加資格を拡大したにも関わらず、入札参加者は1者しかいなかったという状況に鑑みると、本事業の発注においても入札参加者が少数になることが十分に予想されたといえる。	発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には、特に事業者の都合に留意し、事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討していただきたい。
発注時期の分散化について	意見 19	本事業と「盛岡市立太田東小学校トイレ改修工事」の公告日が同日とな	発注月を前倒しするなどしてずらす、同月の発注になるとしても日を

事業名/項目	区分	現状の問題点	解決の方向性
		っており、同種工事が同時発注されている状況である。 業務のボリュームを勘案して、どちらの工事でもよいが、どちらか一方だけ受注したい事業者にとっては、発注時期が同時でなければ、先の入札を落とせなかった場合に、後の入札にチャレンジできることから、このような事業者にとって入札に参加しやすいこととなる。	ずらす、といった工夫をするべきである。
2 3. 盛岡市立太田東小学校トイレ改修工事（教育委員会総務課）			
発注時期の見直しについて	意見 20	学校運営に可能な限り支障が生じないようにするためには、夏休み期間中を利用して工事を行うことが効果的であるが、夏休み期間中を利用して工事を行っているのは、盛岡市立本宮小学校トイレ改修工事のみであった。	本年度は、臨時特例交付金を財源とした空調設備設置工事があったこともあり、発注時期の調整等が困難であったと思われるが、今後は、学校運営に支障が生じないように夏休み期間中に工事が実施できるよう、発注時期を早期化するなど見直すべきである。
入札参加者数について	意見 21	本事業における入札参加者は3者であったが、他の類似工事では、不調・不落対策及び競争性を高めるため、「乙」まで入札参加資格を拡大したにも関わらず、入札参加者は1者しかいなかったという状況に鑑みると、本事業の発注においても入札参加者が少数になることが十分に予想されたといえる。	発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には、特に事業者の都合に留意し、事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討していただきたい。
発注時期の分散化について	意見 22	本事業と「盛岡市立月ヶ丘小学校トイレ改修工事」の公告日が同日となっており、同種工事が同時発注されている状況である。 業務のボリュームを勘案して、どちらの工事でもよいが、どちらか一方だけ受注したい事業者にとっては、発注時期が同時でなければ、先の入札を落とせなかった場合に、後の入札にチャレンジできることから、このような事業者にとって入札に参加しやすいこととなる。	発注月を前倒しするなどしてずらす、同月の発注になるとしても日をずらす、といった工夫をするべきである。
2 4. 盛岡市立小学校、中学校及び幼稚園空調設備設置工事（区分1）（教育委員会総務課）			
公募型プロポーザルの参加資格者の範囲	意見 23	そもそも本事業は、市立小学校、中学校及び幼稚園の空調設備工事という事業規模の大きいものである	市が調達する業務等の目的である工期の短縮、高い品質及びコスト削減を満たすことができる最も合致した

事業名/項目	区分	現状の問題点	解決の方向性
について		ため、多くの技術者と高い技術力が必要とされ、単者による実施は現実的には非常に難しいと考えられる。それにもかかわらず、参加資格要件の参加者等の構成として、単者によることが形式上は可能となっている。	企画・技術能力等を有する事業者を選定するために、参加資格要件の参加者等の構成は、複数の構成員からなる任意に結成された連合体に限定し、必要な技術力や技術者を確保することが望ましい。
工事対象学校への現場視察会の日程について	意見 24	本事業の現場視察会の実施にあたり、事業者は学業に影響を与えないように十分配慮したとしているが、授業時間内に実施されており、事業者が校舎内に入ることで学業に影響を与えている可能性は否めない。また、事業者による視察は、設置すべき教室等に実際に入室して現況確認を行ったほうがより効果的なものになると考えられる。	現場視察会は授業時間以外の時間に実施し、状況によって日数を分けて実施すべきである。
25. 盛岡市立高校エアコン設置（機械設備）工事（市立高校）			
設計図書の審査プロセスの記録について	意見 25	本事業における契約検査課の審査にあつては、「指摘事項通知書」及び「再審査結果表」に日付が記載されておらず、これらの通知が正規に実施されたとは認められない状況であった。	不備事項の発見、修正、再審査のプロセスが適切な時系列で把握できるように、審査プロセスにおいては、「指摘事項通知書」及び「再審査結果表」を正式に作成すべきである。
26. 盛岡市立高校エアコン設置（電気設備）工事その2（市立高校）			
入札参加者数について	意見 26	本事業における入札参加者は1者であり、少ない状況であった。	市では、3年から5年程度のスパンで工事計画を立てるなど、入札参加者を増やすよう努められたい。
意向調査の実施要領について	意見 27	1回目の入札が終わった直後に再度入札の意向を聞かれても多くの事業者は参加を躊躇する可能性が高いと予想される。加えて、これを2日以内に返答するように依頼しても多くの事業者は不参加を表明してしまうのも無理からぬことではないかと考えられる。	関連する機械設備の工事がすでに着工していることから、十分な期間設定が難しかったと考えられるが、意向調査をするならば、事業者の準備や参加意欲をもっと考慮して実施すべきである。

第5章 外部監査の結果及び意見—各論—

1. 令和元年度盛岡市防災行政無線（同報系）整備工事

（1）概要

① 工事の概要

工事の名称	令和元年度盛岡市防災行政無線（同報系）整備工事
工事の期間	令和元年6月29日～令和2年2月29日
契約金額（当初）	182,160,000円
契約金額（変更後最終）	181,993,900円
契約事業者	株式会社コスモ通信システム
工事の概要	<ul style="list-style-type: none">・親局設備設置工 1式・中継局設備設置工 1局・遠隔制御局設備設置工 3局・屋外拡声子局設備設置工 14局・防災行政無線設備設置工 1式・仮設工 1式
所管課	危機管理防災課

② 入札の概要

種類	一般競争入札
公告開始日	令和元年5月17日
入札日時	令和元年6月3日9時から15時
開札日時	令和元年6月4日9時10分
入札参加者数	5者
予定価格	202,362,600円
最低制限価格	181,617,700円
落札率	90.0%

※ 5者参加したが、うち2者は入札参加資格なしで無効であった。

(2) 監査の結果

【結果 1】設計の精度向上について

工事の設計は、契約検査課での審査を受けているが、この審査を受けて修正点があった場合、発注課に指摘事項通知書が送られ、修正の上、再度審査を受けることになる。本事業では、それが2度も指摘され修正を行っている。

具体的には、下記のとおり、審査及び再審査が行われた。

(審査)	指摘事項通知書	令和元年5月10日
	工事担当課等確認日	令和元年5月13日
	再審査結果表 <u>不適</u>	令和元年5月13日
(再審査)	指摘事項通知書	令和元年5月13日
	工事担当課等確認日	令和元年5月13日
	再審査結果表 <u>適</u>	令和元年5月14日

発注課によると、本事業は約25年ぶりとなるものであること、また無線システム自体の特殊性もあり、工事監理業務委託によるコンサルの支援を受けて実施する工事であり、通常の道路整備等の土木工事等に比較すると特殊と思われるとのことであった。

市では、設計図書作成について、平成24年度より全技術職員研修会を年に2回開催するほか各課係長級職員からなる担当者会議においても適正な設計書の作成について課を超えた情報の共有を図っている。他方、適正な設計書の作成は各課単位での技術的基礎の蓄積が基盤となるため、引き続き、各課技術者のスキルの維持向上と課内チェックを入念に行う必要がある。

2. 令和2年度盛岡市防災行政無線（同報系）整備工事

（1）概要

① 工事の概要

工事の名称	令和2年度盛岡市防災行政無線（同報系）整備工事
工事の期間	令和2年4月1日～令和2年11月30日
契約金額（当初）	137,500,000円
契約金額（変更後最終）	—
契約事業者	株式会社コスモ通信システム
工事の概要	・屋外拡声子局設備設置工 31局 ・防災行政無線設備工 1式 ・仮設工 1式
所管課	危機管理防災課

② 入札の概要

種類	一般競争入札
公告開始日	令和2年2月28日
入札日時	令和2年3月18日9時から15時
開札日時	令和2年3月19日14時
入札参加者数	1者
予定価格	141,045,300円
最低制限価格	129,035,500円
落札率	97.4%

(2) 監査の結果

【意見 1】入札参加者数について

本事業における入札参加者は1者であった。

契約検査課によると、本事業は「1. 令和元年度盛岡市防災行政無線(同報系)整備工事」において整備した機器を使用する必要があるため、使用可能な機器のメーカーが限定されたことにより、参加可能な事業者が少数になったと見込まれるとのことであった。

また、そもそも本事業では、「再度公募しても参加希望者の増加が見込めない。」として、入札者が2者に満たない場合でも入札執行するよう、工事等契約等依頼案件の例外的な入札執行について、契約検査課に依頼している。その理由の内容は下記のとおりである。

1. 電波法改正にともない、令和4年11月までに新スプリアス規格に適合した無線機器に更新する必要があることから、全国的に無線整備に係る工事発注が集中し、入札参加者が少数になることが予想されるため。
2. 先行して実施した親局、中継局等の主要設備から、今回整備する屋外拡声子局を適用するには主要設備と同一メーカーとする必要があることから、取扱業者が限られるため。

このように、発注前から「入札参加者が少数になることが予想され」、かつ「取扱業者が限られる」ことが推定できているのであれば、特に事業者の都合に留意し、余裕期間を設定するなど事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討すべきである。

3. つなぎ多目的運動場井水処理設備工事

(1) 概要

① 工事の概要

工事の名称	つなぎ多目的運動場井水処理設備工事
工事の期間	令和2年1月31日～令和2年5月8日
契約金額（当初）	18,370,000円
契約金額（変更後最終）	18,390,900円
契約事業者	有限会社第一エンジニアリング工業
工事の概要	原水槽設置 1基 自動ろ過装置設置 1基 自動ろ過装置制御盤設置 1基
所管課	スポーツ推進課

② 入札の概要

種類	一般競争入札
公告開始日	令和元年12月25日
入札日時	令和2年1月20日9時から15時まで
開札日時	令和2年1月21日9時20分
入札参加者数	1者
予定価格	18,909,000円
最低制限価格	17,109,400円
落札率	97.1%

(2) 監査の結果

【意見 2】入札参加者数について

令和元年度における「令和元年度市営建設工事等の発注方針」によれば、競争性の確保の観点から、入札参加者数が 2 者に満たない場合は、原則として入札執行を中止することとされていた。一方、本事業における入札参加者は 1 者しかいなかったが、事情がある場合などに認められる例外規定により入札は執行されたものである。

契約検査課によると、管工事は本事業発注時点で、学校のエアコン設置工事等の大規模な事業が全国の自治体で実施しており、それらの工事に着手している業者においては技術者の確保が困難である等の要因により、応札が低調となっていると想定されるとのことであった。

本事業は、「今年度執行同種工事においても他工事と比べ低調な応札状況であるので、再度公募しても参加希望者の増加が見込めない。」として、入札者が 2 者に満たないが入札執行が行われた。

このように、発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には、特に事業者の都合に留意し、発注時期を事業者の繁忙期と重ならないようにする、あるいは余裕期間を設定するなど事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討していただきたい。

なお、「令和 2 年度市営建設工事等の発注方針」では、令和元年度のものから改定され、一般競争入札及び指名競争入札における応札者が 1 者であっても入札を執行することが原則とされている。そのため、「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には事業者が受注しやすい環境づくりに配慮していくことが望ましい。

4. 盛岡市最終処分場第一区画被覆工事及び第二区画仮排水路設置工事

(1) 概要

① 工事の概要

工事の名称	盛岡市最終処分場第一区画被覆工事及び第二区画仮排水路設置工事
工事の期間	平成31年3月30日～令和元年12月11日
契約金額（当初）	97,902,000円
契約金額（変更後最終）	99,345,200円
契約事業者	中亀建設株式会社
工事の概要	第一区画被覆工 5,300 m ² ガス抜き施設工 4m 盛土工（第二区画運搬路工） 670 m ³ 盛土工（第二区画返送汚泥処理施設設置工） 500 m ³ 小段排水工（第二区画仮排水路：シート） 328 m ² 小段排水工（第二区画仮排水路：管路） 107 m 集水柵工 2箇所
所管課	廃棄物対策課

② 入札の概要

種類	一般競争入札
公告開始日	平成31年2月27日
入札日時	平成31年3月18日9時から15時
開札日時	平成31年3月19日9時40分
入札参加者数	8者
予定価格	109,379,160円
最低制限価格	97,835,040円
落札率	89.5%

(2) 監査の結果

【結果 2】設計にかかるチェックの状況について

工事の設計は、契約検査課での審査を受けているが、この審査を受けて修正点があった場合、発注課に指摘事項通知書が送られ、修正の上、再度審査を受けることになる。本事業では、2度も指摘を受け、修正を行っている。

市では、設計図書作成について、平成24年度より全技術職員研修会を年に2回開催するほか各課係長級職員からなる担当者会議においても適正な設計書の作成について課を超えた情報の共有を図っている。他方、適正な設計書の作成は各課単位での技術的基礎の蓄積が基盤となるため、引き続き、各課技術者のスキルの維持向上と課内チェックを入念に行う必要がある。

5. うえだ保育園園舎解体工事

(1) 概要

① 工事の概要

工事の名称	うえだ保育園園舎解体工事
工事の期間	令和元年 8 月 9 日～令和元年 11 月 26 日
契約金額（当初）	16,005,000 円
契約金額（変更後最終）	16,014,900 円
契約事業者	開成建設株式会社
工事の概要	盛岡市立うえだ保育園の園舎解体工事 ア 施工面積等 ・園舎 562.95 m ² （木造平屋建） ・自転車置き場 7.50 m ² （鉄骨造平屋建） ・物置-1 2.88 m ² （木造平屋建） ・物置-2 3.48 m ² （単管パイプ造平屋建） ・物置-3 3.02 m ² （鉄骨造平屋建） ・砂場上屋 12.56 m ² （鉄骨造） ・冷蔵庫建屋 3.59 m ² （鉄骨造平屋建） ・外構解体（アコーディオン門扉、旗立ポール、ジャングルジム等） イ 工事内容 上記の解体、処分工事一式、場内整地 ウ 建設年度 昭和 51 年度
所管課	子育てあんしん課 ※

※ 発注課は子育てあんしん課であるが、工事の設計は建築住宅課が行っている。

② 入札の概要

種類	一般競争入札
公告開始日	令和元年 7 月 10 日
入札日時	令和元年 7 月 29 日 9 時から 15 時
開札日時	令和元年 7 月 30 日 14 時 30 分
入札参加者数	2 者
予定価格	16,148,000 円
最低制限価格	14,391,300 円
落札率	99.1%

(2) 監査の結果

【意見 3】設計図書の審査プロセスの書類の不備について

設計図書は、その内容の正確性を確保するために、これを作成した建築住宅課とは別の契約検査課による審査を経ることになっている。

建築住宅課では設計図書の作成にあたり、設計担当及び所属長が内容を詳細に確認することとしているが、本事業の設計図書は、契約検査課の審査の過程において複数の不備事項が発見され、最終的には修正がなされている。

一方で、本来の事務においては、契約検査課が不備事項の修正を依頼する際、「指摘事項通知書」に不備事項と確認日が明記され、正式な通知文の体裁を整えることになっている。また、不備事項を修正した後に契約検査課は再審査を実施するが、その際に回付する「再審査結果表」においても、再審査結果及び確認日が明記されることになっている。

しかし、本事業における審査にあっては、「指摘事項通知書」及び「再審査結果表」に日付が記載されておらず、これらの通知が正規に実施されたとは認められない状況であった。

不備事項の発見、修正、再審査のプロセスが適切な時系列で把握できるように、審査プロセスにおいては、「指摘事項通知書」及び「再審査結果表」を正式に作成すべきである。

6. 市道上鹿妻 48 号線 246-1 号橋外 1 橋橋梁補修工事

(1) 概要

① 工事の概要

工事の名称	市道上鹿妻 48 号線 246-1 号橋外 1 橋橋梁補修工事
工事の期間	令和元年 12 月 17 日～令和 2 年 3 月 18 日
契約金額 (当初)	35,200,000 円
契約金額 (変更後最終)	28,185,300 円
契約事業者	有限会社フジミ工建
工事の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 舗装工 41 m²・ 区画線工 28m・ 橋面防水工 36 m²・ 支承取替工 4 基・ 伸縮継手工 9.0m・ 橋梁補修工 1 橋・ 橋梁塗装工 36 m²
所管課	道路管理課

② 入札の概要

種類	一般競争入札
公告開始日	令和元年 11 月 14 日
入札日時	令和元年 12 月 3 日 9 時から 15 時
開札日時	令和元年 12 月 4 日 9 時 10 分
入札参加者数	3 者
予定価格	37,334,000 円
最低制限価格	32,442,300 円
落札率	94.3%

(2) 監査の結果

【結果 3】設計にかかるチェックの状況について

工事の設計は、契約検査課での審査を受けているが、この審査を受けて修正点があった場合、発注課に指摘事項通知書が送られ、修正の上、再度審査を受けることになる。本事業では、2度も指摘を受け、修正を行っている。

具体的には、下記のとおり、審査及び再審査が行われた。

(審査) 指摘事項通知書	令和元年 10 月 31 日
工事担当課等確認日	令和元年 11 月 6 日
再審査結果表 不適	令和元年 11 月 8 日
(再審査)指摘事項通知書	令和元年 11 月 8 日
工事担当課等確認日	令和元年 11 月 11 日
再々審査結果表 適	令和元年 11 月 12 日

市では、設計図書作成について、平成 24 年度より全技術職員研修会を年に2回開催するほか各課係長級職員からなる担当者会議においても適正な設計書の作成について課を超えた情報の共有を図っている。他方、適正な設計書の作成は各課単位での技術的基礎の蓄積が基盤となるため、引き続き、各課技術者のスキルの維持向上と課内チェックを入念に行う必要がある。

【意見 4】契約変更への対応について

本事業は、当初交換を予定していた支承⁴が、現地確認において大きな損傷が確認できなかったこと等の理由から交換不要と判断され、原契約金額 35,200,000 円から 28,285,300 円に 7,014,700 円減額されている。

支承は橋梁構造物が安全にかつ十分な機能を発揮するために重要なものであり、耐用年数は比較的長いものである。本事業において、当初から支承の交換を予定していたということは、ある程度経年劣化していることが想定されていたからであり、現場での目視による確認だけでは交換が不要であったか否かは十分に判断できないものと考えられる。将来、当該部分の支承に不具合が発生し、本来は過年度において支承の交換が必要だったという状況になることもあり得る。そのため、将来的な対応のためにも、支承の交換が不要になった詳細な理由を書面で残しておく必要があると考えられるが、市は請負業者から書面等での受領はしていない。

市は現場立会により説明を受けているが、書面がない状況では、その内容が将

⁴ 支承（ししょう）とは、橋梁において、上部構造（主桁・主構）と下部構造（橋台や橋脚）の間に設置する部材のことである。

来にわたって正しく伝達されていくか不明である。不測の事態に備え、原因追及ができる体制を整えておくためにも、請負業者から契約変更の重要な内容について文書で受領しておくべきである。

7. 市道肴町 12 号線毘沙門橋橋梁補修工事

(1) 概要

① 工事の概要

工事の名称	市道肴町 12 号線毘沙門橋橋梁補修工事
工事の期間	平成 30 年 12 月 28 日～令和元年 7 月 22 日※1
契約金額（当初）	64,476,000 円
契約金額（変更後最終）	70,340,400 円
契約事業者	岩手建工株式会社
工事の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 舗装版撤去工 149 m²・ 伸縮継手工 13.8m・ 橋梁地覆補修工 6 m³・ 支承取替工 16 基・ 断面修復工 1 橋・ 橋梁塗装工 73 m²・ 足場工 1 式
所管課	道路管理課

※1 当初の工期は平成 30 年 12 月 28 日から平成 31 年 3 月 15 日までであったが、工期が延長され令和元年 7 月 22 日までとなった。

② 入札の概要

種類	一般競争入札
公告開始日	平成 30 年 11 月 28 日
入札日時	平成 30 年 12 月 17 日 9 時から 15 時
開札日時	平成 30 年 12 月 18 日 9 時 10 分
入札参加者数	4 者
予定価格	66,408,120 円
最低制限価格	58,154,760 円
落札率	97.1%

(2) 監査の結果

【結果 4】事前の現場精査や管理体制が不十分だったことによる工期の延長

本事業は、当初の契約から 4 回にわたり内容の変更が行われている。その主な理由は、老朽化部分の補修を要する箇所が発見されたことにより、当初設計になかった河川区域内への足場の設置や、工事用搬入出路を設けるための河川占用を申請した際、国土交通省から従来の資料の他に過去の水位データを含めた詳細な根拠資料等の提出を求められ、追加資料収集や整理・作成に不測の時間を要することになったためである。

これらの一連の事象により工期が約 4 ヶ月遅れることとなった。仮に当初の想定を大幅に上回る工期の延長があった場合には、交通誘導員費用等の予測できない追加費用が発生することにもなる。よって、事前の現場調査や関係機関との協議を十分に行い、補修箇所を事前に網羅的に発見できるよう努めるとともに、あらゆる事態を想定し、関係機関に対し迅速に根拠資料を提出できる管理体制を整えるべきである。

8. 市道内丸大沢川原一丁目線融雪設備設置その2工事

(1) 概要

① 工事の概要

工事の名称	市道内丸大沢川原一丁目線融雪設備設置その2工事
工事の期間	令和元年11月23日～令和2年2月22日
契約金額(当初)	7,480,000円
契約金額(変更後最終)	6,620,900円
契約事業者	盛岡舗道株式会社
工事の概要	・道路ヒーティング設備設置工 55 m ² ・アスファルト舗装工 162 m ²
所管課	道路管理課

② 入札の概要

種類	指名競争入札
指名競争入札通知書日付	令和元年10月31日
入札日時	令和元年11月14日9時から15時
開札日時	令和元年11月14日16時
入札参加者数	2者
予定価格	7,610,900円
最低制限価格	6,483,400円
落札率	98.2%

(2) 監査の結果

【結果 5】設計段階における十分な調査と協議について

本事業は、工事着手後に契約変更が行われた事案である。

変更の理由は、工事が公園の樹木に及ぼす影響を考え舗装面積を縮小したことによるものである。これにより、以下のような契約変更を行うこととなった。

- ・ 契約金額:7,480,000 円 ⇒ 6,620,900 円
- ・ 工事の期間:令和元年 11 月 23 日～令和 2 年 3 月 16 日
⇒ 令和元年 11 月 23 日～令和 2 年 2 月 22 日
- ・ 余裕期間:23 日間 ⇒ 0 日間
- ・ 現場環境改善費を不計上とする。
- ・ 舗装面積減少
- ・ 交通誘導員人数減少

発注課においては、当初設計段階において現地確認は行っており、融雪設備も当初設計どおり設置可能であると判断し、実際、融雪設備自体は当初設計どおり設置している。

しかし、施工の段階になって樹木の管理者である公園みどり課と協議した結果、当初、工事の影響範囲として施工を予定していた歩道内の樹木周辺の舗装については、撤去新設を取りやめることとし、舗装面積の減となってしまった。

その理由は、公園みどり課から、他の路線において過去に発注課が樹木の根の処理を行ったものが現在枯れている事例を提示され、樹木周辺の舗装を外して施工するよう求められたことであった。

今後は、樹木等の環境への配慮について関係部署との協議も念頭においた設計を行うなどして、無駄な事務を省き、事業者の負担を減らすようにしなければならない。

9. 市道南大橋明治橋線道路改良工事及び南大通三丁目外地内配水管布設工事

(1) 概要

① 工事の概要

工事の名称	市道南大橋明治橋線道路改良工事及び南大通三丁目外地内配水管布設工事
工事の期間	令和2年4月1日～令和2年12月26日
契約金額（当初）	113,850,000円
契約金額（変更後最終）	—
契約事業者	株式会社司組
工事の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市道南大橋明治橋線道路改良工事 <ul style="list-style-type: none"> 施工延長 359m プレキャスト擁壁工 219m 側溝工 442m 排水性舗装工 1,603 m² アスファルト舗装工 1,310 m² 路側防護柵工 137m 防止柵工 213m ・ 南大通三丁目外地内配水管布設工事 <ul style="list-style-type: none"> φ75mm配水管布設工 212.5m 給水管切替工 6箇所
所管課	道路建設課

② 入札の概要

種類	一般競争入札
公告開始日	令和2年2月28日
入札日時	令和2年3月18日9時から15時まで
開札日時	令和2年3月19日10時20分
入札参加者数	1者
予定価格	127,750,700円
最低制限価格	112,677,400円
落札率	89.1%

(2) 監査の結果

【意見 5】入札参加者数について

令和元年度における「令和元年度市営建設工事等の発注方針」によれば、競争性の確保の観点から、入札参加者数が 2 者に満たない場合は、原則として入札執行を中止することとされていた。一方、本事業における入札参加者は 1 者しかいなかったが、事情がある場合などに認められる例外規定により入札は執行されたものである。

契約検査課によると、「本工事は、水道施設工事を併せた一式工事であり、水道施設工事は不調不落が高い傾向にあるため、再度公募しても参加希望者の増加が見込めない。」として、入札者が 2 者に満たないが入札執行が行われている。

このように、発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には、特に事業者の都合に留意し、発注時期を事業者の繁忙期と重ならないようにする、あるいは余裕期間を設定するなど事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討していただきたい。

なお、「令和 2 年度市営建設工事等の発注方針」では、令和元年度のものから改定され、一般競争入札及び指名競争入札における応札者が 1 者であっても入札を執行することが原則とされている。そのため、「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には事業者が受注しやすい環境づくりに配慮していくことが望ましい。

10. 市道みたけ4号線歩道新設工事

(1) 概要

① 工事の概要

工事の名称	市道みたけ4号線歩道新設工事
工事の期間	令和元年10月29日～令和2年3月12日
契約金額(当初)	21,780,000円
契約金額(変更後最終)	22,320,100円
契約事業者	東北体育施設株式会社
工事の概要	道路土工 1式 地盤改良工 260 m ³ 排水構造物工 95m 舗装工 764 m ² 縁石工 145m 区画線工 111m
所管課	道路建設課

② 入札の概要

種類	一般競争入札
公告開始日	令和元年9月27日
入札日時	令和元年10月16日9時から15時まで
開札日時	令和元年10月17日13時10分
入札参加者数	1者
予定価格	24,523,400円
最低制限価格	21,326,800円
落札率	88.8%

(2) 監査の結果

【意見 6】入札参加者数について

本事業における入札について、過去2回は応札者がなく、3回目で1者入札となったものである。2回目からは入札参加資格に乙も含めて、入札参加資格を広げている。2回とも応札者なしとなった要因について、発注課としては、当該施工箇所は交通量が非常に多い交差点を含んでおり、通行を確保しながら道路改良を進めるには施工に期間を要すること、また、歩行者及び通行車両等への安全対策が重要であるため、応札者が負担に感じ応札がなかったものと分析している。この分析と、工期確保の観点から、3回目は施工範囲を縮小している。

発注内容に通常以上の負担感が伴い、施工期間も長期にわたるのであれば、なかなか応札されないのも無理はないだろう。応札しやすくするために、事業者の負担感軽減の観点から、当初から施工範囲を縮小して発注する、あるいは、負担感により不調不落の可能性が高まるのであれば、特に事業者の都合に留意し、発注時期を事業者の繁忙期と重ならないようにする、または余裕期間を設定するなど事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法も検討すべきである。

1 1. 市道三本柳線道路改良工事及び配水管布設工事

(1) 概要

① 工事の概要

工事の名称	市道三本柳線道路改良工事及び配水管布設工事
工事の期間	令和元年9月13日～令和2年3月12日
契約金額（当初）	93,390,000円
契約金額（変更後最終）	—
契約事業者	株式会社司組
工事の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市道三本柳線道路改良工事 <ul style="list-style-type: none"> 施工延長 201m 道路土工 一式 側溝工 488m 集水柵工 9箇所 排水性舗装工 1,310 m² 透水性舗装工 452 m² 区画線工 528m ・三本柳13地割地内配水管布設工事 <ul style="list-style-type: none"> φ150mm配水管布設工 199.3m 消火栓設置工 1基 給水管切替工 9箇所
所管課	道路建設課

② 入札の概要

種類	一般競争入札
公告開始日	令和元年8月7日
入札日時	令和元年9月2日9時から15時まで
開札日時	令和元年9月3日10時10分
入札参加者数	1者
予定価格	93,665,000円
最低制限価格	82,428,500円
落札率	99.7%

(2) 監査の結果

【意見 7】入札参加者数について

令和元年度における「令和元年度市営建設工事等の発注方針」によれば、競争性の確保の観点から、入札参加者数が 2 者に満たない場合は、原則として入札執行を中止することとされていた。一方、本事業における入札参加者は 1 者しかいなかったが、事情がある場合などに認められる例外規定により入札は執行されたものである。

契約検査課によると、「本工事は、水道施設工事を併せた一式工事であり、水道施設工事は不調不落が高い傾向にあるため、再度公募しても参加希望者の増加が見込めない。」として、入札者が 2 者に満たないが入札執行が行われている。

このように、発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には、特に事業者の都合に留意し、発注時期を事業者の繁忙期と重ならないようにする、あるいは余裕期間を設定するなど事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討していただきたい。

なお、「令和 2 年度市営建設工事等の発注方針」では、令和元年度のものから改定され、一般競争入札及び指名競争入札における応札者が 1 者であっても入札を執行することが原則とされている。そのため、「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には事業者が受注しやすい環境づくりに配慮していくことが望ましい。

1 2. 市道東中野門線道路改良工事

(1) 概要

① 工事の概要

工事の名称	市道東中野門線道路改良工事
工事の期間	令和元年7月27日～令和2年3月16日
契約金額（当初）	64,526,000円
契約金額（変更後最終）	70,853,200円
契約事業者	東野建設工業株式会社
工事の概要	施工延長 120m ボックスカルバート設置工（800×800） 159m 側溝工 213m 車道舗装工 980㎡ 歩道舗装工 165㎡
所管課	道路建設課

② 入札の概要

種類	一般競争入札
公告開始日	令和元年6月26日
入札日時	令和元年7月16日9時から15時まで
開札日時	令和元年7月17日9時40分
入札参加者数	3者
予定価格	72,454,800円
最低制限価格	63,797,800円
落札率	89.1%

(2) 監査の結果

【結果 6】設計にかかるチェックの状況について

工事の設計は、契約検査課での審査を受けているが、この審査を受けて誤りがあった場合や見直しが必要な場合は、発注課に指摘事項通知書が送られ、修正の上、再度審査を受けることになる。

本事業では、契約検査課による確認事項が A4 の用紙 4 ページにわたり、設計図書全体を見直すよう指摘されている。発注課によれば、積算工種が多種多様であったことから、指摘事項が多数に及んだものである、との回答であった。

市では、設計図書作成について、平成 24 年度より全技術職員研修会を年に 2 回開催するほか各課係長級職員からなる担当者会議においても適正な設計書の作成について課を超えた情報の共有を図っている。他方、適正な設計書の作成は各課単位での技術的基礎の蓄積が基盤となるため、引き続き、各課技術者のスキルの維持向上と課内チェックを入念に行う必要がある。

13. 普通河川館沢川沈砂池設置工事

(1) 概要

① 工事の概要

工事の名称	普通河川館沢川沈砂池設置工事
工事の期間	平成30年6月5日～令和元年8月9日
契約金額（当初）	105,838,920円
契約金額（変更後最終）	121,637,160円
契約事業者	株式会社恵工業
工事の概要	沈砂池 一式 法覆護岸工（ブロックマット） 799 m ² 函渠工（1号、2号函渠工） 23.5m 水路工（洪水吐水路工） 71.5m 水路工（沈砂池流入水路工） 22.36m 水路工（暗渠工） 20.74m 防止柵工 185m
所管課	河川課

② 入札の概要

種類	一般競争入札
公告開始日	平成30年4月26日
入札日時	平成30年5月22日9時から15時
開札日時	平成30年5月23日9時20分
入札参加者数	7者
予定価格	117,175,680円
最低制限価格	105,457,680円
落札率	90.3%

(2) 監査の結果

【意見 8】繰り越しの議会承認の前倒しについて

本事業は、契約変更を3回行っている。その概要は下記のとおりである。

図表 16 本事業の契約変更の概要

区分	変更内容	工期
第1回 変更	工期延長 (13日間)	原契約 平成30年6月5日～平成31年3月18日 変更後 平成30年6月5日～平成31年3月31日
	金額・設計 内容の変更	—
第2回 変更	工期延長 (131日間)	変更前 平成30年6月5日～平成31年3月31日 変更後 平成30年6月5日～平成31年8月9日
第3回 変更	金額・設計 内容の変更	—

(出典:契約変更調書より監査人作成)

このとおり、本事業では、工期の延長を2回行っているが、その理由はいずれも、「現場発生土の一部が盛土材として流用できなかったことから、発生土の運搬及び盛土材料の購入費用が増工となったこと、また他工事からの残土受入を実施するに際し、その調整に不測の日数を要したため。」となっている。

発注課によると、繰越については、3月議会での議決であったため、第1回変更時(2月)には8月9日までの延長はできず、一旦3月31日まで延長したとのことであった。

つまり、繰越承認が得られていれば、工期を一旦3月31日まで延長する必要はなく、1回の契約変更で8月9日まで工期を延長することができたことになる。契約事務の効率性の観点からは、同じ理由による工期の変更は一度の契約変更で済ませるべきである。

したがって、例年3月定例会で行っている繰り越しの議会承認を、12月定例会に前倒しすることを検討すべきである。このことは、年度末に工期末が集中するのを回避することにもつながるし、年度初めの4月から6月の施工量を確保することにもつながるため、工事の平準化にも資すると思われる。

14. 市営北厨川アパート5・7・8号館給水方式変更工事

(1) 概要

① 工事の概要

工事の名称	市営北厨川アパート5・7・8号館給水方式変更工事
工事の期間	令和元年7月27日～令和2年3月3日
契約金額（当初）	64,350,000円
契約金額（変更後最終）	—
契約事業者	有限会社オザワ工業
工事の概要	<ul style="list-style-type: none">・既存のFRP製受水槽をステンレス製のものに更新する。・受水槽の更新後、高架水槽（屋階）の撤去を行う。・受水槽の更新に伴い外構工事を行う。
所管課	建築住宅課

② 入札の概要

種類	一般競争入札（総合評価落札方式：特別簡易型）
入札公告	令和元年6月26日
入札日時	令和元年7月16日9時から15時
開札日時	令和元年7月17日11時
入札参加者数	1者
予定価格	68,167,000円
調査基準価格	61,350,300円
失格基準価格	58,282,785円
落札率	94.4%

(2) 監査の結果

【結果 7】設計にかかるチェックの状況について

工事の設計は、契約検査課での審査を受けているが、この審査を受けて修正点があった場合、発注課に指摘事項通知書が送られ、修正の上、再度審査を受けることになる。本事業では、2度も指摘を受け、修正を行っている。

市では、設計図書作成について、平成24年度より全技術職員研修会を年に2回開催するほか各課係長級職員からなる担当者会議においても適正な設計書の作成について課を超えた情報の共有を図っている。他方、適正な設計書の作成は各課単位での技術的基礎の蓄積が基盤となるため、引き続き、各課技術者のスキルの維持向上と課内チェックを入念に行う必要がある。

【意見 9】入札参加者数について

令和元年度における「令和元年度市営建設工事等の発注方針」によれば、競争性の確保の観点から、入札参加者数が2者に満たない場合は、原則として入札執行を中止することとされていた。一方、本事業における入札参加者は1者しかいなかったが、事情がある場合などに認められる例外規定により入札は執行されたものである。

このように、発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には、特に事業者の都合に留意し、発注時期を事業者の繁忙期と重ならないようにする、あるいは余裕期間を設定するなど事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討していただきたい。

なお、「令和2年度市営建設工事等の発注方針」では、令和元年度のものから改定され、一般競争入札及び指名競争入札における応札者が1者であっても入札を執行することが原則とされている。そのため、「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には事業者が受注しやすい環境づくりに配慮していくことが望ましい。

15. 市営北厨川アパート 11 号館浴室改善工事その 1

(1) 概要

① 工事の概要

工事の名称	市営北厨川アパート 11 号館浴室改善工事その 1
工事の期間	令和元年 10 月 25 日～令和 2 年 4 月 30 日
契約金額（当初）	73,337,000 円
契約金額（変更後最終）	74,012,400 円
契約事業者	株式会社昭和建設
工事の概要	ア 工事規模 市営北厨川アパート 11 号館（RC 造 5 階建て） 40 戸 イ 工事内容 既存浴室をバスユニットに改修 （間仕切り撤去・新設） 既設給水管を新設給水管に切替（住戸内） 既設排水管を新設排水管に切替（住戸内）
所管課	建築住宅課

② 入札の概要

種類	一般競争入札
公告開始日	令和元年 9 月 25 日
入札日時	令和元年 10 月 16 日 9 時から 15 時
開札日時	令和元年 10 月 17 日 9 時 20 分
入札参加者数	1 者
予定価格	79,981,000 円
最低制限価格	72,444,900 円
落札率	91.6%

(2) 監査の結果

【意見 10】入札参加者数について

令和元年度における「令和元年度市営建設工事等の発注方針」によれば、競争性の確保の観点から、入札参加者数が 2 者に満たない場合は、原則として入札執行を中止することとされていた。一方、本事業においては、入札を令和元年 9 月 2 日に実施したものの、入札参加者が 1 者にとどまり、かつ入札金額が最低制限価格を下回ったことから不落とし、あらためて令和元年 10 月 16 日に再入札を実施したが、その際も入札参加者は 1 者にとどまっている。結果、本事業における入札参加者は 1 者しかいなかったが、事情がある場合などに認められる例外規定により入札は執行されたものである。

本件は浴室の改修工事であることから配管等の工事が含まれているが、契約検査課によると、管工事は本事業発注時点で、学校のエアコン設置工事等の大規模な事業が全国の自治体で実施しており、それらの工事に着手している業者においては技術者の確保が困難である等の要因により、応札が低調となっていると想定されることであったが、応札を促進するための特段の対応は取られていない。

これに関して、管工事の登録業者の受注状況及び技術者の配置状況を全て把握することは困難であるとしているが、学校のエアコン設置工事については、令和元年度いっぱいをかけて盛岡市立の小学校、中学校及び幼稚園において大規模に実施することが決定され、本事業における当初入札(令和元年 9 月)前の令和元年 6 月には議会での議決及び契約の締結に至っていることから、通常の方法では応札が低調になることは、予見可能性が相当程度高いものであったと言える。

このように、発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には、特に事業者の都合に留意し、発注時期を事業者の繁忙期と重ならないようにする、あるいは余裕期間を設定するなど事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討していただきたい。

なお、「令和 2 年度市営建設工事等の発注方針」では、令和元年度のものから改定され、一般競争入札及び指名競争入札における応札者が 1 者であっても入札を執行することが原則とされている。そのため、「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には事業者が受注しやすい環境づくりに配慮していくことが望ましい。

図表 17 令和元年 6 月定例会にて議決された小学校等空調設備設置工事契約の概要

契約工事の名称	内容
盛岡市立小学校, 中学校及び幼稚園空調設備設置工事(区分 2)その 1	契約の方法: 随意契約 契約の金額: 446,309,600 円 契約の相手方: 株式会社トライス
盛岡市立小学校, 中学校及び幼稚園空調設備設置工事(区分 2)その 2	契約の方法: 随意契約 契約の金額: 304,700,000 円 契約の相手方: オヤマダエンジニアリング株式会社

(出典: 令和元年 6 月定例会 議案概要より監査人作成)

16. 市営北厨川アパート4号館改修（浴室改善・給水管改修）工事

（1）概要

① 工事の概要

工事の名称	市営北厨川アパート4号館改修（浴室改善・給水管改修）工事
工事の期間	令和元年10月11日～令和元年5月31日
契約金額（当初）	71,500,000円
契約金額（変更後最終）	71,886,100円
契約事業者	株式会社盛福水道工業
工事の概要	ア 工事規模 市営北厨川アパート4号館（RC造5階建て） 30戸 イ 工事内容 既存浴室をバスユニットに改修 （間仕切り撤去・新設） 既設給水管を新設給水管に切替（住戸内、共用部） 既設排水管を新設排水管に切替（住戸内）
所管課	建築住宅課

② 入札の概要

種類	一般競争入札
公告開始日	令和元年9月11日
入札日時	令和元年9月30日9時から15時
開札日時	令和元年10月1日11時10分
入札参加者数	1者
予定価格	73,216,000円
最低制限価格	66,560,000円
落札率	97.6%

(2) 監査の結果

【意見 11】入札参加者数について

令和元年度における「令和元年度市営建設工事等の発注方針」によれば、競争性の確保の観点から、入札参加者数が 2 者に満たない場合は、原則として入札執行を中止することとされていた。一方、本事業における入札参加者は 1 者しかいなかったが、事情がある場合などに認められる例外規定により入札は執行されたものである。

本件は浴室等の改修工事であることから配管等の工事が含まれているが、契約検査課によると、管工事は本事業発注時点で、学校のエアコン設置工事等の大規模な事業が全国の自治体で実施しており、それらの工事に着手している業者においては技術者の確保が困難である等の要因により、応札が低調となっていると想定されることであったが、応札を促進するための特段の対応は取られていない。

これに関して、管工事の登録業者の受注状況及び技術者の配置状況を全て把握することは困難であるとしているが、学校のエアコン設置工事については、令和元年度一杯をかけて盛岡市立の小学校、中学校及び幼稚園において大規模に実施することが決定され、本事業における当初入札(令和元年 9 月)前の令和元年 6 月には議会での議決及び契約の締結に至っていることから、通常の方法では応札が低調になることは、予見可能性が相当程度高いものであったと言える。

このように、発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には、特に事業者の都合に留意し、発注時期を事業者の繁忙期と重ならないようにする、あるいは余裕期間を設定するなど事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討していただきたい。

なお、「令和 2 年度市営建設工事等の発注方針」では、令和元年度のものから改定され、一般競争入札及び指名競争入札における応札者が 1 者であっても入札を執行することが原則とされている。そのため、「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には事業者が受注しやすい環境づくりに配慮していくことが望ましい。

17. (仮称) 青山三丁目アパート新5号館建設(機械設備) 工事

(1) 概要

① 工事の概要

工事の名称	(仮称) 青山三丁目アパート新5号館建設(機械設備) 工事
工事の期間	令和元年7月12日～令和2年6月10日
契約金額(当初)	76,879,000円
契約金額(変更後最終)	78,067,000円
契約事業者	株式会社双葉設備アンドサービス
工事の概要	<p>ア 施工面積(RC造4階建て) 延床面積 1,646.38㎡</p> <p>イ 工事内容 換気設備(機器設備、ダクト設備) 工事、衛生器具設備工事、給水設備(屋内給水設備、屋外給水設備) 工事、排水設備(屋内排水設備、屋外排水設備) 工事、給湯設備(機器設備、配管設備) 工事、ガス設備(都市ガス整備) 工事</p>
所管課	建築住宅課

② 入札の概要

種類	一般競争入札
公告開始日	令和元年6月12日
入札日時	令和元年7月1日9時から15時
開札日時	令和元年7月2日11時30分
入札参加者数	1者
予定価格	80,377,000円
最低制限価格	71,934,500円
落札率	95.6%

(2) 監査の結果

【意見 12】入札参加者数について

令和元年度における「令和元年度市営建設工事等の発注方針」によれば、競争性の確保の観点から、入札参加者数が 2 者に満たない場合は、原則として入札執行を中止することとされていた。一方、本事業における入札参加者は 1 者しかいなかったが、事情がある場合などに認められる例外規定により入札は執行されたものである。

本件は換気設備や給排水設備等の設置であることから配管等の工事が含まれているが、契約検査課によると、管工事は本事業発注時点で、学校のエアコン設置工事等の大規模な事業が全国の自治体で実施しており、それらの工事に着手している業者においては技術者の確保が困難である等の要因により、応札が低調となっていると想定されるとのことであったが、応札を促進するための特段の対応は取られていない。

これに関して、管工事の登録業者の受注状況及び技術者の配置状況を全て把握することは困難であるとしているが、学校のエアコン設置工事については、令和元年度一杯をかけて盛岡市立の小学校、中学校及び幼稚園において大規模に実施することが決定され、本事業における当初入札(令和元年 9 月)前の令和元年 6 月には議会での議決及び契約の締結に至っていることから、通常の方法では応札が低調になることは、予見可能性が相当程度高いものであったと言える。

このように、発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には、特に事業者の都合に留意し、発注時期を事業者の繁忙期と重ならないようにする、あるいは余裕期間を設定するなど事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討していただきたい。

なお、「令和 2 年度市営建設工事等の発注方針」では、令和元年度のものから改定され、一般競争入札及び指名競争入札における応札者が 1 者であっても入札を執行することが原則とされている。そのため、「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できる場合には事業者が受注しやすい環境づくりに配慮していくことが望ましい。

18. 都市計画道路岩手飯岡駅三本柳線外整備工事

(1) 概要

① 工事の概要

工事の名称	都市計画道路岩手飯岡駅三本柳線外整備工事
工事の期間	平成30年8月31日～令和元年7月30日
契約金額（当初）	44,820,000円
契約金額（変更後最終）	46,516,680円
契約事業者	株式会社熊坂建設
工事の概要	<ul style="list-style-type: none">・道路土工 1式・側溝工 488m・路盤工 1,446㎡・アスファルト舗装工 1,120㎡・縁石工 467m・敷地造成工 382㎡・区画線工 1,249㎡
所管課	盛岡南整備課

② 入札の概要

種類	一般競争入札（総合評価落札方式：特別簡易型）
公告開始日	平成30年7月23日
入札日時	平成30年8月20日9時から15時
開札日時	平成30年8月21日10時
入札参加者数	2者
予定価格	50,617,440円
調査基準価格	44,857,630円
失格基準価格	42,614,748円
落札率	88.5%

(2) 監査の結果

【結果 8】発注前の十分な現地調査の実施について

本事業を進めていく段階で、歩道部の表層工実施箇所について、既設マンホール(汚水)の高さを調整する必要があることが判明し、別途、人孔改築工事を発注し対応することに伴い、施工できない期間が生じたことから工期が約 1 ヶ月遅れている。これは、受注者が工事の進捗に合わせ、都度現地調査を実施し、監督員に立会確認を実施しているため、直前になるまで気づかなかったことが主要因である。そのため、発注前に全体工程を通じた現地調査を実施し、十分な対応ができていれば工期を変更する必要がなかったものと考えられる。よって、工事の監督員を含め、事前に十分な協議を行い、対応策を具体的に策定しておくべきである。

19. 榊北太田線街路築造及び宅地造成等工事（上期）

（1）概要

① 工事の概要

工事の名称	榊北太田線街路築造及び宅地造成等工事
工事の期間	平成30年9月12日～令和元年8月31日
契約金額（当初）	99,360,000円
契約金額（変更後最終）	121,422,240円
契約事業者	株式会社石名坂
工事の概要	道路土工 1式 側溝工 737m 舗装工 3,024㎡ 縁石工 396m 敷地造成工 10,944㎡ 管布設工 46m 構造物撤去工 1式
所管課	市街地整備課

② 入札の概要

種類	一般競争入札（総合評価落札方式：特別簡易型）
公告開始日	平成30年8月3日
入札日時	平成30年8月30日9時から15時
開札日時	平成30年8月31日9時20分
入札参加者数	4者
予定価格	111,039,120円
調査基準価格	99,066,448円
失格基準価格	94,113,125円
落札率	89.4%

※ 本事業は、当初、一般競争入札総合評価方式であったが、最終的には随意契約になった。

(2) 監査の結果

【意見 13】河川協議の範囲について

本事業は、契約変更を4回行っている。その概要は下記のとおりである。

図表 18 本事業の契約変更の概要

区分	変更内容	変更理由
第1回変更	工期延長(16日間)	河川占用協議に時間を要している
第2回変更	工期延長(91日間)	同上
第3回変更	工期延長(62日間)	同上及び地下埋設物工事工程調整
	金額・設計内容の変更	置換厚の変更、掘削土量及び盛土量の変更、土砂運搬距離の変更
第4回変更	金額・設計内容の変更	国交省との協議による土工、取り壊し工の変更、土砂運搬距離の変更

(出典:契約変更調書より監査人作成)

このとおり、本事業では、「雫石川堤防に係る国土交通省との河川占用協議に時間を要している」との理由により、工期の延長を3回行っている。

発注課によると、雫石川堤防に係る協議において、周辺道路の構造や線形等、設計から見直す必要があり、協議及び施工の許可が下りるまでに見込んでいた日数より多くの時間がかかったとのことであった。

具体的には、事前協議の段階では、現地調査に基づき、施工範囲内にある堤防取付道路の撤去に係る協議のみ行っていたが、本協議の段階において、国土交通省より、太田地区全体での協議が必要であり、当初段階の道路設計では河川協議上許可が出せない等の指摘があったことから、周辺道路の設計の見直しが必要となり、より多くの時間がかかったとのことである。

この点、本事業の発注前の現地調査においては、設計の見直しについてまで予見できなかったといえる。しかし、今後同様の事案が出てきた場合には、今回の事例を踏まえ、必要以上の時間がかかることのないよう、河川協議の対象とすべき範囲について留意すべきである。

20. 榊北太田線街路築造及び宅地造成等工事（下期）

（1）概要

① 工事の概要

工事の名称	榊北太田線街路築造及び宅地造成等工事
工事の期間	令和元年8月9日～令和2年6月12日
契約金額（当初）	109,230,000円
契約金額（変更後最終）	137,973,000円
契約事業者	株式会社メグミ
工事の概要	道路土工 1式 側溝工（落蓋式、自由勾配側溝、ベンチフリューム） 1,027m 路盤工（アスファルト舗装、透水性舗装） 3,738 m ² 縁石工（歩車道、地先境界ブロック） 279m 敷地造成工（岩ズリ、50ズリ） 10,701 m ² 構造物撤去工 1式 道路付属施設工 1式
所管課	市街地整備課

② 入札の概要

種類	一般競争入札総合評価方式（特別簡易型）
公告開始日	令和元年7月10日
入札日時	令和元年7月29日9時から15時
開札日時	令和元年7月30日9時40分
入札参加者数	6者
予定価格	128,451,400円
最低制限価格	114,227,257円
落札率	85.0%

(2) 監査の結果

【意見 14】繰り越しの議会承認の前倒しについて

本事業は、契約変更を2回行っている。その概要は下記のとおりである。

図表 19 本事業の契約変更の概要

区分	変更内容	工期
第1回変更	工期延長 (15日間)	原契約 令和元年8月9日～令和2年3月16日 変更後 令和元年8月9日～令和2年3月31日
	工期延長 (73日間)	変更前 令和元年8月9日～令和2年3月31日 変更後 令和元年8月9日～令和2年6月12日
第2回変更	金額・設計 内容の変更	—

(出典:契約変更調書より監査人作成)

このとおり、本事業では、工期の延長を2回行っているが、その理由はいずれも、「当該工事区間における上下水道工事との工程調整に時間を要したことにより、街路築造工事の時期の調整が必要になったことに伴う工期の延長。また既存建築物及び工作物の移転及び解体の遅れに伴う工期の延長」、となっている。

契約変更の依頼については、工期の10日前(土日含まず)までに行うことになっている。発注課によると、本事業は繰越予定であったが、第1回の変更依頼期限までに繰越承認が得られない状況であったため、承認が得られるまでの間、一旦3月31日まで延長したとのことであった。

つまり、繰越承認が得られていれば、工期を一旦3月31日まで延長する必要はなく、1回の契約変更で6月12日まで工期を延長することができたことになる。契約事務の効率性の観点からは、同じ理由による工期の変更は一度の契約変更で済ませるべきである。

したがって、例年3月定例会で行っている繰り越しの議会承認を、12月定例会に前倒しすることを検討すべきである。このことは、年度末に工期末が集中するのを回避することにもつながるし、年度初めの4月から6月の施工量を確保することにもつながるため、工事の平準化にも資すると思われる。

2 1. 盛岡市立中野小学校トイレ改修工事その 1

(1) 概要

① 工事の概要

工事の名称	盛岡市立中野小学校トイレ改修工事その 1
工事の期間	令和元年 8 月 30 日～令和 2 年 2 月 29 日
契約金額 (当初)	48,400,000 円
契約金額 (変更後最終)	—
契約事業者	有限会社伸栄設備
工事の概要	<ul style="list-style-type: none">・機械設備工事 換気設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、撤去工事、発生材処理・建築工事 直接仮設、トイレ改修・電気設備工事 電灯設備、電熱設備、撤去
所管課	教育委員会総務課

② 入札の概要

種類	一般競争入札
公告開始日	令和元年 7 月 25 日
入札日時	令和元年 8 月 19 日 9 時から 15 時
開札日時	令和元年 8 月 20 日 11 時 10 分
入札参加者数	1 者
予定価格	49,412,000 円
最低制限価格	44,602,800 円
落札率	97.9%

※ 本事業は、令和元年 7 月 1 日に入札を行い不落となった案件の再発注である。

(2) 監査の結果

【意見 15】入札参加者数について

本事業は、令和元年7月1日に入札執行を行い不落となった案件の再発注である。前回入札時には入札参加資格を「甲」に限定しており、応札者が1者のみであったことから、不調・不落対策及び競争性を高めるため、「乙」まで入札参加資格を拡大している。しかし、結果として入札参加者は1者しかいなかった。

このように、発注前から「入札参加者の増加が見込めない」低調な応札状況にあることが推定できているのであれば、特に事業者の都合に留意し、発注時期を事業者の繁忙期と重ならないようにする、あるいは余裕期間を設定するなど事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討すべきである。

【意見 16】発注時期の見直しについて

令和元年度は、本事業を含めて5校の学校トイレ改修工事を行っている。契約件名及び公告日は下記のとおりである。

図表 20 令和元年度における学校トイレ改修工事の公告日

No	契約件名	公告日	備考
1	盛岡市立本宮小学校トイレ改修工事	令和元年6月12日	
2	盛岡市立中野小学校トイレ改修工事	令和元年6月12日	不落
	盛岡市立中野小学校トイレ改修工事その1	令和元年7月25日	本事業
3	盛岡市立月が丘小学校トイレ改修工事	令和元年8月29日	
4	盛岡市立松園小学校トイレ改修工事	令和元年8月29日	
5	盛岡市立太田東小学校トイレ改修工事	令和元年8月29日	

学校運営に可能な限り支障が生じないようにするためには、夏休み期間中(7月21日～8月25日)を利用して工事を行うことが効果的である⁵。しかし、公告日は上記のとおりであり、夏休み期間中を利用して工事を行っているのは、No.1 盛岡市立本宮小学校トイレ改修工事のみであった。

本事業はNo.1と同じく、夏休み期間中を利用して工事を行う予定であったが、不落により約1か月後ろ倒しになってしまったため、工事開始が8月30日と夏休み後となった。No.3～No.5においては、公告日が夏休み後であり、そもそも夏休み期間中に工事を実施することが想定されていない案件であった。

例えば、本事業において、工事に起因する粉塵が給食室内に入り、給食提供に

⁵ もちろん、冬休み期間中(12月26日～1月10日)を利用した工事も効果的であるが、年末年始休暇により期間が限定的となること、及び発注時期の早期化の観点から、夏休み期間中を利用して工事限定して記載している。

影響が出たことが令和元年 11 月にあったが、工事を夏休み期間中に行うことで避けることができたと思われる。このように、児童の安全面も考慮すると、夏休み期間中を利用して工事を行うことが望ましい。

令和元年度は、文部科学省の時限的な臨時特例交付金を財源とした空調設備設置工事があったこともあり、発注時期の調整等が困難であったと思われるが、今後は、学校運営に支障が生じないように、学校関連の工事については、夏休み期間中に工事を実施できるよう、発注時期を早期化するなど見直すべきである。

2 2. 盛岡市立月が丘小学校トイレ改修工事

(1) 概要

① 工事の概要

工事の名称	盛岡市立月が丘小学校トイレ改修工事
工事の期間	令和元年10月2日～令和2年2月4日
契約金額（当初）	34,650,000円
契約金額（変更後最終）	34,692,900円
契約事業者	株式会社都南建設
工事の概要	<ul style="list-style-type: none">・機械設備工事 換気設備、衛生器具設備、屋内外給水設備、排水設備、撤去工事、発生材処理・建築工事 直接仮設、トイレ改修・電気設備工事 電灯設備、電熱設備、撤去
所管課	教育委員会総務課

② 入札の概要

種類	一般競争入札
公告開始日	令和元年8月29日
入札日時	令和元年9月17日9時から15時
開札日時	令和元年9月18日10時50分
入札参加者数	3者
予定価格	34,771,000円
最低制限価格	31,497,400円
落札率	99.6%

※ 3者参加したが、第1回目及び第2回目は不落、第3回目は2者辞退し1者応札も不落により、随意契約に移行し、決定した。

(2) 監査の結果

【意見 17】発注時期の見直しについて

本事業の公告日は 8 月 29 日であり、夏休み期間後に発注している。上記「22. 盛岡市立中野小学校トイレ改修工事その1」で記載したとおり、学校における工事は、夏休み期間中を利用して行うことが望ましい。

したがって、学校運営に支障が生じないように、学校関連の工事については、夏休み期間中に工事が実施できるよう、発注時期を早期化するなど見直すべきである。

【意見 18】入札参加者数について

本事業における入札参加者は 3 者であった。

しかし、本事業より先に発注した上記「22. 盛岡市立中野小学校トイレ改修工事その1」では、不調・不落対策及び競争性を高めるため、「乙」まで入札参加資格を拡大したにも関わらず、入札参加者は 1 者しかいなかったという状況に鑑みると、本事業の発注においても、入札参加者が少数になることが十分に予想されたといえる。

したがって、特に事業者の都合に留意し、発注時期を事業者の繁忙期と重ならないようにする、あるいは余裕期間を設定するなど事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討すべきである。また、契約事務の効率性の観点、工事開始の遅延防止の観点からは、再発注となることを避ける努力も求められる。この点からも、事業者が受注しやすい環境づくりに配慮すべきである。

【意見 19】発注時期の分散化について

本事業と後述する「24. 盛岡市立太田東小学校トイレ改修工事」(以下、本項で「太田東小学校」という。)の公告日が同日となっており、同種工事が同時発注されている状況である。

両工事とも 3 者が入札に参加しているが、その内容は下記のとおりである。

本事業		太田東小学校	
事業者名称	落札者	事業者名称	落札者
A 社	○	A 社	
B 社		B 社	○
C 社		D 社	

このとおり、本事業及び太田東小学校の両方の入札に A 社、B 社が参加しており、本事業は A 社、太田東小学校は B 社が落札している。結果的に 2 者が受注機会を得たこととなる。

受注機会の観点からは、公告日から入札日まで 20 日間あるため、各社が入札に参加するか否か、両方の入札を落札した場合に履行体制を十分に確保できるか否か、両方の入札を落札しなかった場合に他の業務が受注可能か否かなどについて、検討する期間は十分にあるといえる。

しかし、業務のボリュームを勘案して、どちらの工事でもよいが、どちらか一方だけ受注したい事業者にとっては、どちらの工事の入札に参加するかの判断は難しいと思われる。この点、発注時期が同時でなければ、先の入札を落とせなかった場合に、後の入札にチャレンジできることから、このような事業者にとって入札に参加しやすいこととなる。つまり、受注機会を均等にすることと拡大させることの両方に資するといえる。

したがって、現在、毎月 2 回入札を実施しているのであるから、発注月を前倒しするなどしてずらす、同月の発注になるとしても日をずらす、といった工夫をするべきである。

23. 盛岡市立太田東小学校トイレ改修工事

(1) 概要

① 工事の概要

工事の名称	盛岡市立太田東小学校トイレ改修工事
工事の期間	令和元年9月28日～令和2年1月31日
契約金額（当初）	38,500,000円
契約金額（変更後最終）	38,553,900円
契約事業者	株式会社高設
工事の概要	<ul style="list-style-type: none">・機械設備工事 換気設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、撤去工事、発生材処理・建築工事 直接仮設、トイレ改修・電気設備工事 電灯設備、電熱設備、撤去
所管課	教育委員会総務課

② 入札の概要

種類	一般競争入札
公告開始日	令和元年8月29日
入札日時	令和元年9月17日9時から15時
開札日時	令和元年9月18日11時10分
入札参加者数	3者
予定価格	38,566,000円
最低制限価格	34,878,800円
落札率	99.8%

※ 第1回目不落。第2回目1者辞退、1者不参。

(2) 監査の結果

【意見 20】発注時期の見直しについて

本事業の公告日は 8 月 29 日であり、夏休み期間後に発注している。上記「22. 盛岡市立中野小学校トイレ改修工事その1」で記載したとおり、学校における工事は、夏休み期間中を利用して行うことが望ましい。

したがって、学校運営に支障が生じないように、学校関連の工事については、夏休み期間中に工事が実施できるよう、発注時期を早期化するなど見直すべきである。

【意見 21】入札参加者数について

本事業における入札参加者は 3 者であった。

しかし、本事業より先に発注した上記「22. 盛岡市立中野小学校トイレ改修工事その1」では、不調・不落対策及び競争性を高めるため、「乙」まで入札参加資格を拡大したにも関わらず、入札参加者は 1 者しかいなかったという状況を鑑みると、本事業の発注においても、入札参加者が少数になることが十分に予想されたといえる。

したがって、特に事業者の都合に留意し、発注時期を事業者の繁忙期と重ならないようにする、あるいは余裕期間を設定するなど事業者が受注しやすい環境づくりに配慮した発注方法を検討すべきである。また、契約事務の効率性の観点、工事開始の遅延防止の観点からは、再発注となることを避ける努力も求められる。この点からも、事業者が受注しやすい環境づくりに配慮すべきである。

【意見 22】発注時期の分散化について

本事業と上記「23. 盛岡市立月が丘小学校トイレ改修工事」(以下、本項で「月が丘小学校」という。)の公告日が同日となっており、同種工事が同時発注されている状況である。

両工事とも 3 者が入札に参加しているが、その内容は下記のとおりである。

月が丘小学校		本事業	
事業者名称	落札者	事業者名称	落札者
A 社	○	A 社	
B 社		B 社	○
C 社		D 社	

このとおり、本事業及び月が丘小学校の両方の入札に A 社及び B 社が参加しており、本事業は B 社、月が丘小学校は A 社が落札している。結果的に 2 者が受注機会を得たこととなる。

受注機会の観点からは、公告日から入札日まで 20 日間あるため、各社が入札に参加するか否か、両方の入札を落札した場合に履行体制を十分に確保できるか否か、両方の入札を落札しなかった場合に他の業務が受注可能か否かなどについて、検討する期間は十分にあるといえる。

しかし、業務のボリュームを勘案して、どちらの工事でもよいが、どちらか一方だけ受注したい事業者にとっては、どちらの工事の入札に参加するかの判断は難しいと思われる。この点、発注時期が同時でなければ、先の入札を落とせなかった場合に、後の入札にチャレンジできることから、このような事業者にとっては入札に参加しやすいこととなる。つまり、受注機会を均等にすることと拡大させることの両方に資するといえる。

したがって、現在、毎月 2 回入札を実施しているのであるから、発注月を前倒しするなどしてずらす、同月の発注になるとしても日をずらす、といった工夫を行うべきである。

24. 盛岡市立小学校、中学校及び幼稚園空調設備設置工事（区分1）

（1）概要

① 工事の概要

工事の名称	盛岡市立小学校、中学校及び幼稚園空調設備設置工事（区分1）
工事の期間	令和元年2月28日～令和2年3月16日
契約金額（当初）	1,225,800,000円
契約金額（変更後最終）	1,239,732,000円
契約事業者	J・ウォーター株式会社 昭栄建設株式会社 株式会社太平エンジニアリング盛岡営業所 株式会社久慈設計
工事の概要	盛岡市立小学校、中学校及び幼稚園空調設備整備工事（設計・施工） ア．設計業務 盛岡市立小学校 17校 盛岡市立中学校 7校 イ．空調整備予定室 普通教室 355室、保健室・校長室・職員室 90室
所管課	教育委員会総務課

② 入札の概要

種類	随意契約（公募型プロポーザル方式）
公告開始日	平成31年1月18日
入札日時	平成31年2月20日 ※1
開札日時	平成31年2月27日 ※2
入札参加者数	2者
予定価格	1,393,831,000円 ※3
最低制限価格	—
落札率	88.0%

※1 技術提案書・プレゼンテーション審査日を記載している。

※2 審査結果及び特定者等の公表日を記載している。

※3 予定価格は、提案上限額を記載している。

(2) 監査の結果

【意見 23】公募型プロポーザルの参加資格者の範囲について

本事業は、市立小学校、中学校及び幼稚園の空調設備工事という事業規模の大きいものであり、設計から施工まで一括管理することにより、工期の短縮、高い品質及びコスト縮減を実現するため、公募型プロポーザル方式による設計・施工一括発注方式が採られている。

通常、公募型プロポーザル方式による事業者の選定は、公平性、透明性及び競争性を確保し、適正かつ円滑な運用によって実施されなければならないものである。その目的を達成するためには、公募により複数の者から企画・技術等の提案を受け、その中から意欲及び実績・能力等を総合的に評価し、市が調達する業務等の目的に最も合致した企画・技術能力等を有する事業者を選定することが必要である。

本事業においては、公募型プロポーザル方式による事業者選定の際、参加資格要件の参加者等の構成は、複数の構成員からなる任意に結成された連合体(コンソーシアム(企業連合))又は単者とされ、コンソーシアム(企業連合)を構成する場合には管工事甲 A の者を 1 者以上含むこととされており、単者の場合には管工事甲 A の者であることとされている。

そもそも本事業は、市立小学校、中学校及び幼稚園の空調設備工事という事業規模の大きいものであるため、多くの技術者と高い技術力が必要とされ、単者による実施は現実的には非常に難しいと考えられる。それにもかかわらず、参加資格要件の参加者等の構成として、単者によることが形式上は可能となっている。仮に十分な技術者や技術力を有しない者が本事業を実施した場合には、設計から施工まで一括管理することによる工期の短縮、高い品質及びコスト縮減を実現することは難しくなると考えられる。

よって、市が調達する業務等の目的である工期の短縮、高い品質及びコスト縮減を満たすことができる最も合致した企画・技術能力等を有する事業者を選定するために、参加資格要件の参加者等の構成は、複数の構成員からなる任意に結成された連合体(コンソーシアム(企業連合))に限定し、必要な技術力や技術者を確保することが望ましい。

【意見 24】工事対象学校への現場視察会の日程について

本事業のプロポーザル募集要項において、現地視察会が平成 31 年 1 月 28 日月曜日と定められ、工事対象学校のうち 4 校に訪問している。当該日は平日であり、教育委員会事務局の事務連絡においても、見学は通常の授業時間内となっているため、学校活動に影響の出ないように配慮をお願いする旨の通知が発出されている。

そもそも、本事業は学校施設に空調設備を整備することで生徒が熱中症等の重

大な健康被害に陥ることを防止するとともに、児童、生徒が日常的に使用する生活空間における学校教育活動に適した良好な室内環境を確保することで、快適な学習を提供することを目的としている。しかしながら、本事業の現場視察会の実施にあたり、事業者は学業に影響を与えないように十分配慮したとしているが、授業時間内に実施されており、事業者が校舎内に入ることで学業に影響を与えている可能性は否めない。また、事業者による視察は、設置すべき教室等に実際に入室して現況確認を行ったほうがより効果的なものになると考えられる。そのため、現場視察会は授業時間以外の時間に実施し、状況によって日数を分けて実施すべきである。

25. 盛岡市立高校エアコン設置（機械設備）工事

（1）概要

① 工事の概要

工事の名称	盛岡市立高校エアコン設置（機械設備）工事
工事の期間	令和元年10月2日～令和2年4月30日
契約金額（当初）	41,800,000円
契約金額（変更後最終）	39,629,700円
契約事業者	富士水工業株式会社
工事の概要	機械設備工事 ・冷房設備（機器設備、配管設備） ・自動制御設備（室内リモコン、集中リモコン） ・仮設、内装、基礎工事 ・発生材処理
所管課	市立高校 ※

※ 発注課は市立高校であるが、工事の設計は建築住宅課が行っている。

② 入札の概要

種類	一般競争入札
公告開始日	令和元年8月29日
入札日時	令和元年9月17日9時から15時
開札日時	令和元年9月18日11時20分
入札参加者数	1者
予定価格	44,715,000円
最低制限価格	40,741,800円
落札率	93.5%

(2) 監査の結果

【意見 25】設計図書の審査プロセスの記録について

設計図書は、その内容の正確性を確保するために、これを作成した建築住宅課とは別の契約検査課による審査を経ることになっている。

建築住宅課では設計図書の作成にあたり、設計担当及び所属長が内容を詳細に確認することとしているが、本事業の設計図書は、契約検査課の審査の過程において複数の不備事項が発見され、最終的には修正がなされている。

一方で、本来の事務においては、契約検査課が不備事項の修正を依頼する際、「指摘事項通知書」に不備事項と確認日が明記され、正式な通知文の体裁を整えることになっている。また、不備事項を修正した後に契約検査課は再審査を実施するが、その際に回付する「再審査結果表」においても、再審査結果及び確認日が明記されることになっている。

しかし、本事業における審査にあっては、「指摘事項通知書」及び「再審査結果表」に日付が記載されておらず、これらの通知が正規に実施されたとは認められない状況であった。不備事項の発見、修正、再審査のプロセスが適切な時系列で把握できるように、審査プロセスにおいては、「指摘事項通知書」及び「再審査結果表」を正式に作成すべきである。

26. 盛岡市立高校エアコン設置（電気設備）工事その2

(1) 概要

① 工事の概要

工事の名称	盛岡市立高校エアコン設置（電気設備）工事その2
工事の期間	令和元年12月24日～令和2年4月30日
契約金額（当初）	26,978,600円
契約金額（変更後最終）	28,903,600円
契約事業者	舘沢電気株式会社
工事の概要	校舎内にエアコンを全面的に設置するための機械設備工事と一体となった電気設備の工事であり、電気工事は、受変電設備（三相変圧器等の増設）の改修、空調動力盤（6面）の増設、配管配線等の敷設、差動式スポット型感知器の移設が主となる工事内容となっている。
所管課	市立高校

② 入札の概要

種類	指名競争入札
指名競争入札通知書日付	令和元年12月4日
入札日時	令和元年12月17日9時から15時
開札日時	令和元年12月17日16時
入札参加者数	1者
予定価格	27,126,000円
最低制限価格	24,548,700円
落札率	99.4%

(2) 監査の結果

【意見 26】入札参加者数について

本事業における入札参加者は1者であり、少ない状況であった。

市では、入札に先立ち、入札参加の意向調査を45者に対して実施し、その結果、4者が入札参加の意向を表明していた。しかし、実際の入札においては、1者のみが参加し、他の3名は辞退ということになった。

学校におけるエアコン設置工事は、ここ数年全国的に増加している工事である。市では、このことを踏まえ3年から5年程度のスパンで工事計画を立てるなど、入札参加者を増やすよう努められたい。

【意見 27】意向調査の実施要領について

上述したとおり、本事業の入札においては、入札に先立って登録事業者に対し入札参加の意向調査を行っている。これは、令和元年11月20日に、「盛岡市立高校エアコン設置(電気設備)工事その1」の入札を行い、2者が参加、当該2者がいずれも最低制限価格以下で失格となり、入札が取止めになったため、再度入札を行う必要から行ったものである。なお、本事業は事業名に「その2」と付いているが、これは「その1」を設計し直して引き継いだものである。

一方、この意向調査は、登録事業者45者にFAXを送信して実施しているが、そのFAXは「盛岡市立高校エアコン設置(電気設備)工事その1」の入札が取止めになった令和元年11月20日に送信し、入札参加可否の返答締切りを令和元年11月22日としている。

1回目の入札が終わった直後に再度入札の意向を聞かれても多くの事業者は参加を躊躇する可能性が高いと予想される。加えて、これを2日以内に返答するように依頼しても多くの事業者は不参加を表明してしまうのも無理からぬことではないかと考えられる。

関連する機械設備の工事がすでに着工していることから、十分な期間設定が難しかったと考えられるが、意向調査をするならば、事業者の準備や参加意欲をもっと考慮して実施すべきである。

〈留意事項〉

〈留意事項〉は、令和2年度における包括外部監査において、包括外部監査人が現状の問題点や改善すべき点の存在を認識したものの、市と包括外部監査人との間で議論し、市の入札事務を取り巻く現在の環境やシステム等のインフラの仕様による制限により改善するには相当程度の準備が必要と判断したものについて記録しておくために記載するものである。

包括外部監査人は、本項に記載した内容について相当程度の準備が必要なため、令和3年度以降の明確な期限を区切った形で措置することは求めないものであるが、将来、上記のような制限がなくなり、また新たな環境が醸成された際には、留意して対応することが望ましいと考えている。

1. 技術提案書の提出方法について

工事名称	市営北厨川アパート5・7・10号館給水方式変更工事 他
------	-----------------------------

【当初の報告書ドラフトの内容】

本事業は、総合評価落札方式であることから、入札参加者は通常の一般競争入札の場合と同様に入札書及び工事費内訳書とともに技術提案書を提出する。

技術提案書の内容は、入札参加者に自らの、(1)企業の施工能力、(2)配置予定技術者の能力、(3)地域精通度、(4)企業の信頼性・社会性をアピールしてもらうものである。

一方、この技術提案書は、入札に先立って提出されるため、入札システム上では受付ける機能がなく、加えて、添付書類等が膨大になることもあることから窓口を持参して提出することとされている。

しかし、入札書及び工事費内訳書は、システム上での提出となる一方で、技術提案書だけは、紙資料を窓口を持参しての提出方法しか認めないというのは、方法のシステム化としては一貫性がないものと言わざるを得ず、省力化及び利便性という点では不徹底である。

市の令和元年度における総合評価落札方式による一般競争入札の件数はあまり多くないため、システム改修にかかるコストと事業者の利便性向上は比較しなければならないが、市の事務の省力化と事業者の利便性向上の双方が見込めるならば、技術提案書についてもシステム上での提出が可能な環境を作ることを検討すべきである。

現在、全国的に使用されている電子入札コアシステムでは、事後に結果を通知するような技術提案書を提出するための機能がなく、したがって、現状のシステムを

利用していく前提では、総合評価落札方式における技術提案書をシステム上で提出することはできない。仮に、これをシステム上で提出しようとするとな全国的に運用されているシステム全体の更新が必要になる。将来的に、電子入札コアシステムの全体的な見直しや更新が行われる際には、留意してほしい事項である。

2. 入力データリストの開示について

工事名称	中央公園事業関連造成工事 他
------	----------------

【当初の報告書ドラフトの内容】

入力データリストについては、入札参加予定者から質問を受けた後に一部をマスキングして提示している。契約検査課によれば、最初から発注図書に含めることは仕事量が膨大になることから現状では実施していないとのことである。しかし、質問を受けた後、結局提示することになるのであれば、最終的な仕事量は変わらないのではないかと考えられる。原則として、入札前の時点で提示することを検討すべきである。

この点について、市からは、全ての案件に質問がある事実はなく、最終的な仕事量は変わらないという記述は誤りであるとの指摘を受けた。原則として、入札前の時点で提示することにより、事務量は間違いなく増加し、ミスを誘発する可能性も考えると現状のように質問を受けた段階での開示には一定の合理性があると判断した。現在のアナログ的な開示手法から脱却し、効率的な開示ができるようにならない限り、現在の方法を採用する以外にないと考える。

3. 残土処分地の指定について

工事名称	榊北太田線街路築造及び宅地造成等工事
------	--------------------

【当初の報告書ドラフトの内容】

本事業では、「施工業者との協議による土砂運搬距離の変更」により、金額・設計内容の変更を2回行っている。

土砂運搬距離については、当初設計では、盛岡市発注工事の残土処分距離を調査し、その平均により定めている。発注課によると、残土処分は自由処分としていることから、残土処分地は受注者との協議により決定しており、当初設計と距離の相違があれば設計変更の対象としているとのことであった。

この方法によると、土砂運搬距離の変更が生じやすいと考えられる。つまり、土砂運搬距離の変更による契約変更が生じやすいということになり、契約事務の効率性

の点で問題がある。

したがって、市において、残土処分地をあらかじめ指定しておき、土砂運搬距離の変更に伴う契約変更が生じないようにするべきである。

残土処分についての市の見解は次のとおりである。

残土処分は、原則として発注者が処分先を用意し、指定することで運搬距離が決定される。しかし、現在の盛岡市においては、市内及び近郊において処分先として指定している施設や土地が極めて少ない状況であることから自由処分とせざるを得ない状況にある。このため、当初設計距離を入札時に明確にすることで公平な見積りが可能となり、発注後に実態に合わせて設計変更を行うこととしている。

このように現状の盛岡市には残土処分地の選択肢がないことにより、残土処分にかかる設計変更が頻発する原因を是正するには今しばらく時間がかかりそうである。将来な問題の解決は残土処分地の確保如何と考える。